

2018 年度
自己点検・評価報告書

関東学院大学

目次

序章	1
本章	
第1章	理念・目的 2
第2章	内部質保証 10
第3章	教育研究組織 17
第4章	教育課程・学習成果 23
第5章	学生の受け入れ 37
第6章	教員・教員組織 47
第7章	学生支援 54
第8章	教育研究等環境 65
第9章	社会連携・社会貢献 74
第10章	大学運営・財務
第1節	大学運営 80
第2節	財務 91
終章	93

序章

本学は2013年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、9つの努力課題と1つの改善勧告を提言として受けている。中でも、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）について、全学的な合意による適切な方針を設定すること、そして、自己点検・評価体制について自己点検・評価の結果が大学全体にフィードバックできるような体制を構築することが、必須の課題として求められていた。

2015年度には、3つの方針について、大学全体及び各学部における再策定が完了している。また、自己点検・評価制度を変更し、自己点検・評価の方式において、合理的・実質的な活動を推進するためにシート形式も導入している。

2017年度には、「G Pリスト」「タスクリスト」を導入し、全学的な長所、課題を可視化するとともに、全学的に課題の管理をすることによって、改善につなげる仕組みを構築している。また、事業計画による目標管理に、自己点検・評価制度を連携したPDCAサイクルも構築している。さらに、2013年度の認証評価に対する改善報告書を大学基準協会へ提出しており、その検討結果として、改善の認められる事項がある一方で、さらなる改善の努力すべき事項があるものの、今後の改善経過について再度報告を求める事項はない旨、同協会より通知を受けている。

2018年度には、教学マネジメント委員会を設置し、全学的な観点で教育課程のPDCAサイクルを確立する取組みを開始している。また、アドミッションズセンター（入学者選抜委員会）を設置し、学生の受け入れに関するPDCAサイクルの適切化を図っている。さらに、これらの体制のもと、3つの方針について、再整備を行っている。

このように、大学自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証システムを段階的に構築しているが、整備の途上にあり、不十分な点が見受けられる。本報告書においては、2018年度における本学の現状と問題点を正しく把握するとともに、さらなる改善に結びつけていきたい。

本章

第1章 理念・目的

現状説明

点検・評価項目①	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
評価の視点	1 大学の理念・目的の設定とその内容 2 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

本学は、建学の精神及び校訓「人になれ 奉仕せよ」に基づき、その理念を以下のとおり定めている。

関東学院大学の建学の精神は、キリスト教の精神にある。他者を理解し共感するための広く深い教養を修得し、他者のために行動できる奉仕の精神を涵養することにある。また、多様性の中での自己の確立と共生のための教養を礎に、人のため、社会のため、ひいては人類のための思考と行動を通して、次世代の社会を他者と共に創り上げることを目指す。

関東学院大学は、校訓「人になれ 奉仕せよ」により、キリスト教の精神に基づき、生涯をかけて教養を培う人間形成に努め、人のため、社会のため、人類のために尽くすことを通して己の人格を磨く、という教育方針を継承してきた。教育研究機関としての真理探究に加え、社会において主体的に自立して生きるための知識と技術を養い育てることを通じて、社会に貢献しつつ校訓「人になれ 奉仕せよ」を体現することのできる人材を育成する。

その源流は、1884年に、アメリカ・バプテスト伝道協会により創立された横浜バプテスト神学校にある。初代校長である同協会宣教師のアルバート・A・ベンネットは、キリスト教伝導者の育成を使命として情熱を注ぐとともに、人力車夫の生活向上や明治三陸大津波の救援のために活動を行うなど、社会貢献活動にも尽力した「奉仕」の体現者であり、その精神が本学の理念の礎になっている。

その後、横浜バプテスト神学校は、福岡バプテスト神学校との統合（日本バプテスト神学校）を経て、東京学院に併合（東京学院神学部）となり、その精神は受け継がれてきた。

1919年には、日本バプテスト神学校長や東京学院理事長を歴任したチャールズ・B・テンネーにより、私立中学関東学院が設立されている。学院の理事長に就任したチャールズ・B・テンネーにより、初代院長として任命された坂田祐は、第1回入学式の式辞において、建学の精神はキリスト教の精神にあることを宣言し、その意味を「人になれ 奉仕せよ」という言葉で説いている。

1927 年には、東京学院神学部と私立中学関東学院を合併して、財団法人関東学院として組織（後に私立学校法制定により学校法人関東学院に組織変更）し、キリスト教の精神を以って建学の精神とするとともに、坂田祐が掲げた「人になれ 奉仕せよ」を校訓とし、学院各校の理念として今日まで継承している。

1949 年には、関東学院大学を開設し、大学学則第 1 条第 2 項において、その目的を以下のとおり定めている。

本学は、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、教育基本法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、次世代の社会を他者ととともに創り上げる教養と知識技術を有する人材を育成し、社会に貢献することを教育研究上の目的とする。

これを踏まえ、各学部の教育研究上の目的を大学学則第 4 条第 2 項において、下表のとおり定めている。

学部名称	教育研究上の目的
国際文化学部	国際文化学部は、大学の理念に基づき、文化の壁を越えた相互理解の実現を目指し、国内外で活躍できる人材を育成する。 英語文化学科は、文化・文学・言語を通して国際語としての英語を深く理解することにより、高度な専門知識と豊かな言語感覚を養い、国際社会で活躍できる優れた人材を育成する。 比較文化学科は、「異文化理解」と「共生」の精神を養い、日本を軸に据え、アジアや欧米諸国の言語・文化・歴史・生活について学び、多文化共生社会の実現に貢献できる人材を育成する。
社会学部	社会学部現代社会学科は、大学の理念に基づき、社会学と社会福祉学の分野の教育研究活動の発展と普及を通して社会に寄与することを教育研究上の目的とし、社会学と社会福祉学を両輪にした学びを通して、優れた人権感覚と公共心を育み、人と社会をめぐる諸問題に公正な解決をもたらす構想力と実践力を持ち、多文化共生社会の形成と社会福祉の実現に貢献できる人材を育成する。
経済学部	経済学部経済学科は、大学の理念に基づき、正義と真理を愛し、個々人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた、人間性豊かで良識のある社会に有為な人材を育成する。 現実の経済社会の仕組みを理解し、迅速な情報処理分析能力や的確な判断力を備えた、国際社会に通じる人材を育成する。 経営学科は、国際化、情報化の進展する社会において、知識力・技術力・創造力を有した、理論と実務を見据えた、将来の企業の担い手として活躍しうる起業スピリッツを持った人材を育成することを目的とする。 両学科とも、豊かな人間性を涵養できるように広く深い教養教育を

	重視し、また国際化等の進展に対応するため、外国語能力の向上を図ることも目指している。
経営学部	経営学部経営学科は、大学の理念に基づき、主体性・実践性・協調性を重視し、企業や組織の運営・管理に必要な知識とスキルを学修し、ビジネス社会において活躍できる社会人基礎力を備えた有為な人材を育成することで、環境変化に対応した社会のニーズに応えていく。
法学部	法学部は、大学の理念に基づき、法的な視点に立って、現代社会で発生する様々な課題に対し、強い倫理観を持って適切に対処できる能力を持った良識ある社会人・職業人として 社会で活躍できる人材をする。 法学科は、国の内外で発生する諸問題の解決に必要な法律知識を涵養し、問題の解決に当たることができる能力を身に付けた人材を育成する。 地域創生学科は、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の創造と魅力ある地域づくりを、自助・共助・公助の精神のもとで担うことのできる人材を育成する。
理工学部	理工学部理工学科は、大学の理念に基づき、科学技術に携わるエンジニアとしての清廉さ、実直さ、公共心を備え、社会や人類、地域の幸福と発展に実質的な貢献ができる人材を育成する。 理工学の中心分野である、生命、数物、化学、機械、電気、情報、土木という7学系が、協調・協働して教育研究を担うことで、確かな専門性と理学・工学の垣根を越えた幅広い知識・技術を有する職業人を社会に輩出することを目指している。
建築・環境学部	建築・環境学部建築・環境学科は、大学の理念に基づき、建築分野及び環境分野を中心とした専門的な学術の理論と応用、さらに社会的実践の基礎を教授することにより、豊かな教養と高度で専門的な知識や技術を有し、社会が求める諸課題に対して、広い視野から、総合的かつ創造的な取り組みができる職能人、技術者及び研究者を育成する。
人間共生学部	人間共生学部は、大学の理念に基づき、幅広く豊かな教養と、共生という視点から人がよりよく生きるために必要な専門性を身に付け、人と人、人と組織・地域・社会・自然などとの間に横たわる様々な問題を発見し、解決の道筋を導き、他者に共感し、協働して問題解決を実行できる人材を育成することで、21 世紀の共生社会のニーズに応えていくことを目指している。 コミュニケーション学科では、多様な文化や価値観を持つ人々と心の通い合う人間関係を構築するためのコミュニケーション能力を身につけ、共生社会の一員として活躍できる人材を育成する。 共生デザイン学科では、デザインに関する知識と技術を習得し、「デ

	ザイン力」、すなわち課題を発見しこれを解決するための方策を構想する力と、その構想をとりまとめ表現する力とを身につけた人材を育成する。
栄養学部	栄養学部管理栄養学科は、大学の理念に基づき、健康と栄養と食物に関連する分野を中心に、個人や家族それに地域社会の健康増進と栄養の改善を図り、食生活を中心とした生活環境やQOL（quality of life）の向上に寄与する人材を育成する。
教育学部	教育学部こども発達学科は、大学の理念に基づき、こどもの発達を心と身体の両方の視点から、また、人生全体を見据えた生涯発達の観点から理解することを重視し、現代的課題に対応できる実践的支援力を備えた小学校教諭・特別支援学校教諭・幼稚園教諭・保育士を育成する。
看護学部	看護学部看護学科は、大学の理念に基づき、21 世紀の保健医療福祉領域における看護専門職としての社会的使命を自覚して人びとの健康と well-being に貢献する人材を育成する。そのために、豊かな人間性を培い、学生一人ひとりに向き合う対話型の教育、少人数教育、経験学習重視の教育によって学生の個性と知性を磨き、看護専門職として主体的に自立して専門性を発揮するための看護実践知、さらに多種間で協働し地域社会と連携するための能力を育む。

(各学部の教育研究上の目的)

1966 年には、大学院を設置し、その目的を大学院学則第 1 条第 2 項において、以下のとおり定めている。

大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究しその深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを教育研究上の目的とする。

これを踏まえ、各研究科の教育研究上の目的を大学院学則第 5 条第 2 項において、下表のとおり定めている。

研究科名称	教育研究上の目的
文学研究科	文学研究科博士前期課程は、大学の理念に基づき、研究者を育成するための基礎的な訓練を施すとともに、英語英米文学、社会学、比較日本文化の高度な専門知識をもって活躍する人材の育成や、国際社会において活躍を目指す外国人留学生などに、より高度な専門知識を修得させる。博士後期課程は、大学の理念に基づき、高度な専門知識の修得とこれを活用する高度の分析能力を培うことを通じて、自立した研究能力を有する研究者を育成するとともに、高度な専門知識をもって国際社会で

	活躍する職業人を育成する。
経済学研究科	経済学研究科博士前期課程は、大学の理念に基づき、広い視野に立って精深な学識を授け、経済学、経営学の分野における学術研究のための基礎的な訓練を施すとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を持った人材を育成する。博士後期課程は、大学の理念に基づき、経済学、経営学の専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行う研究者を育成し、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する人材を育成する。
法学研究科	法学研究科は、大学の理念に基づき、倫理性・社会性を身につけた人材を育成し、博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、法学・政治学関連分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる実務を担うための卓越した能力を培う。博士後期課程は、法学・政治学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。
工学研究科	工学研究科博士前期課程は、大学の理念に基づき、機械工学、電気工学、情報学、建築学、土木工学、物質生命科学など高度な専門知識を持って活躍する人材の育成及び、研究者としての基礎的な訓練を目指している。博士後期課程は、大学の理念に基づき、機械工学、電気工学、数物科学、情報学、建築学、土木工学、応用化学、生命科学、材料・表面工学の各工学分野に関する深い知識と正確な判断力を持つ職業人の育成とともに、専門分野で自立できる研究者を育成する。
看護学研究科	看護学研究科は、大学の理念に基づき、倫理性・社会性を身につけた人材を育成し、看護学分野における研究能力・専門職に求められる深い学識及び卓越した実践能力を培い、保健・医療・福祉の進展に寄与する。

(各研究科の教育研究上の目的)

点検・評価項目②	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
評価の視点	1 大学の理念・目的の適切な明示 2 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 3 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知・公表

本学は、前述のとおり、大学及び学部・研究科の教育研究上の目的を大学学則に、大学院及び研究科の教育研究上の目的を大学院学則に定め、大学の理念とともに、さまざまな媒体を通じて広く周知・公表している。

教職員及び学生に対しては、ホームページや履修要綱等を通じて周知を図るとともに、新任教職員及び新入生向けに自校史教育を実施し周知している。なお、その有効性については、2018年度の「学生満足度調査」の集計結果によると、「建学の精神を知っていますか」「校訓を知っていますか」という設問に対し、学部によって差はあるものの、6割から9割の新入生が「はい」と回答していることから、本学の理念は学生に認知されていると評価できる。

社会に対しては、ホームページのみならず、本学受験生向けのWebサイトやガイドブックへの掲載、オープンキャンパスや父母懇談会での説明などを行い、幅広く周知するよう努めている。

点検・評価項目③	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。
評価の視点	1 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定とその内容及び実現可能性（組織、財政等資源の裏付け等）

本学院は、創立125年（2009年）を機に、学院が持続的発展を遂げ、教育機関としての社会的な意義を果たすため、学院及び各校が方向性を共有し、理念・目的等を実現できるよう、「関東学院グランドデザイン」を策定している。同デザインには、創立150年（2034年）に向けた学院の基本的な方針・方向性を、教職員が理解・共有する指針として明示している。また、各校の目指す教育とその改革のあり方を明文化するとともに、各校における行動指針を示している。

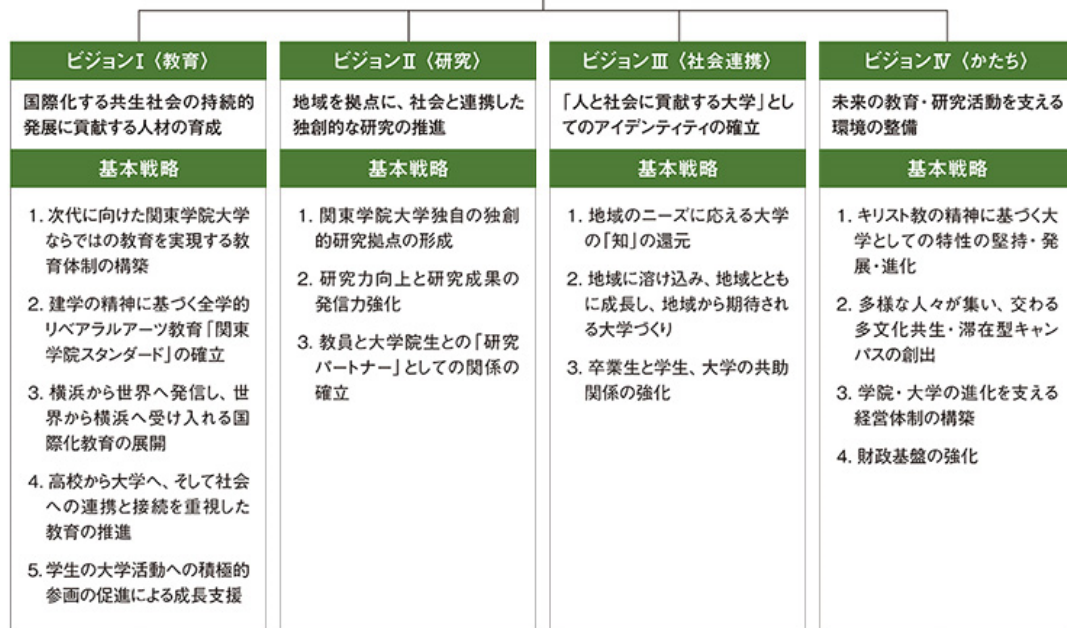
本学は、「関東学院グランドデザイン」をもとに、創立140年（2024年）に向けた中長期的な将来構想として、「未来ビジョン」（大学編）を策定している。同ビジョンでは、本学の目指す10年後の大学像を明確にしておき、その実現に向けて、「教育」「研究」「社会貢献」「かたち」の4つのビジョンと基本戦略のもと、具体的な全学プロジェクトを発足し、プロジェクトごとにロードマップとして中長期の計画を設定している。

関東学院将来構想「未来ビジョン」(大学編)

校訓「人になれ 奉仕せよ」

関東学院「グランドデザイン」

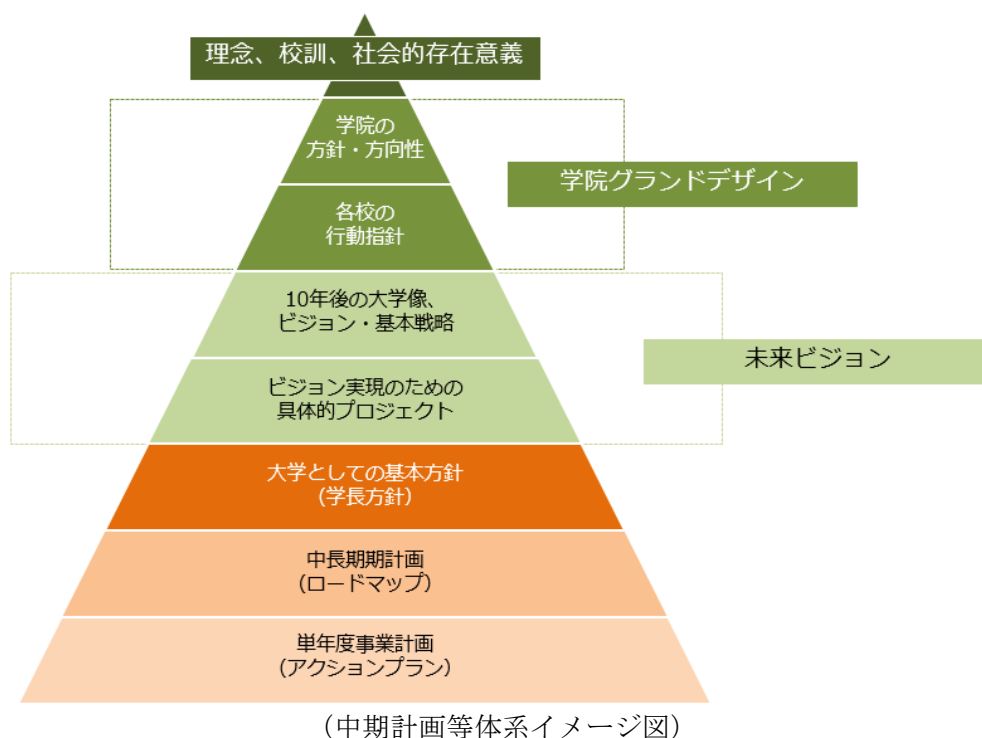
関東学院大学の目指す10年後の大学像：
「建学の精神に基づき、これからの共生社会の創造と持続的発展に貢献する大学」



(「未来ビジョン」イメージ図)

さらに、このプロジェクト化した中長期計画を踏まえ、各学部・研究科等において、単年度のアクションプランとして事業計画を策定している。なお、「関東学院グランドデザイン」「未来ビジョン」を踏まえ、教育、学生支援、社会連携、学生の受け入れ、研究等に関する大学としての基本方針（学長方針）を示しており、中長期計画及び事業計画を策定する際の方針となっている。

本学では、このように、将来を見据えた中長期計画等を体系的に策定し、理念・目的等の実現を図っている。



「未来ビジョン」については、法人を主体に常任理事会構成員等による推進本部会議を組織し、各プロジェクトの着実な実行を担保すべく、定期的に進捗管理を行うとともに、プロジェクト全体及び各プロジェクトを毎年見直ししながら実行している。また、経営会議構成員等による予算委員会を組織し、各プロジェクトの予算計画について審議し、資金運用果実の一部を有効利用することにより、プロジェクトに必要な経費を支出している。

大学としても、「未来ビジョン」のプロジェクトを重点事業に位置づけており、その進捗状況を学長に毎月報告し、隔月に1回は学長並びに事務局長及び当該事業を所管する事務局の部長や課長等による定期連絡会を開催しており、確実な目標達成を図っている。

長所・特色

2018年度の「学生満足度調査」の集計結果によると、建学の精神、校訓について、多くの新入生が認知しており、自校史教育等を通じて認知度向上を図っていることは評価できる。

問題点

なし。

第2章 内部質保証

現状説明

点検・評価項目①	内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
評価の視点	1 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ○ 内部質保証に関する基本的な考え方 ○ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ○ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善の指針（P D C A サイクルの運用プロセスなど）

本学は、自己点検・評価に基づいた内部質保証システムを構築しており、大学学則第2条において、教育研究水準の向上を図るとともに、社会的使命を達成するため、教育研究活動の自己点検・評価を行い、その結果を公表することを定めている。

これに基づき、「関東学院大学自己点検・評価規程」を定め、自己点検・評価制度を整備しており、その実施要領において、自己点検・評価制度の目的及び実施体制や手続等を明示している。

ただし、これらは全て、自己点検・評価に関するものであるため、今後は内部質保証のための全学的な方針及び手続を設定し、「内部質保証に関する基本的な考え方」「内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割」「当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担」「教育の企画・設計、運用、検証及び改善の指針（P D C A サイクルの運用プロセスなど）」を明示することが求められる。

点検・評価項目②	内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
評価の視点	1 全学内部質保証推進体制の整備 2 全学内部質保証推進組織及び全学内部質保証関連組織の構成員や権限と役割 3 全学内部質保証推進組織及び全学内部質保証関連組織と学部・研究科等との役割分担や連携のあり方

学長のもと、副学長、学部長、研究科委員長、事務局長を執行部と位置づけ、全学内部質保証推進体制を構築している。

具体的には、大学自己点検・評価委員会を統括組織（全学内部質保証推進組織）とし、学部長会議及び大学院研究科委員長会議、教学マネジメント委員会、入学者選抜委員会、国際交流委員会、スポーツ振興委員会、I R推進会議を関連組織（全学内部質保証関連組織）と

しており、その権限と役割を明確にし、内部質保証を推進する全学組織による連携体制を整備している。

大学自己点検・評価委員会については、学長を委員長とし、副学長、学部長、研究科委員長、事務局長のほか、総合研究推進機構及び図書館、各センター・部署の長を構成員としており、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、全学及び学部・研究科等における教学及び大学運営・経営等全般のPDCAサイクルが適切に機能するよう、全学的に統括（管理・運営・支援）する役割を担っている。

学部長会議については、学長を議長とし、副学長、学部長、事務局長を構成員としており、全学的な意思決定機関として機能し、主に教育研究組織、教育課程・学習成果、教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献の内部質保証を推進する役割を担っている。

大学院研究科委員長会議については、学長を議長とし、副学長、研究科委員長、事務局長を構成員としており、大学院に関する全学的な意思決定機関として機能し、主に教育研究組織、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、教員組織、学生支援の内部質保証を推進する役割を担っている。

教学マネジメント委員会については、学長を委員長とし、副学長、学部長、研究科委員長、教務部長、高等教育研究・開発センター長、事務局長等を構成員としており、学部長会議及び大学院研究科委員長会議のもと、全学的に教育課程・学習成果に関するPDCAの管理・支援を行う役割を担っている。

入学者選抜委員会については、学長を委員長とし、学部長、事務局長等を構成員としており、全学的に学生の受け入れに関するPDCAの管理・支援を行う役割を担っている。

国際交流委員会については、学長を委員長とし、副学長（学長が指名した者1名）、学部長、国際センター長、事務局長等を構成員としており、国際交流に関する学生の受け入れ、学生支援、社会連携・社会貢献等の内部質保証を推進する役割を担っている。

スポーツ振興委員会については、学長を委員長とし、副学長（学長が指名した者1名）、学部長、学生生活部長、スポーツセンター長、教務部長、事務局長等を構成員としており、スポーツに関する学生の受け入れ、学生支援、社会連携・社会貢献等の内部質保証を推進する役割を担っている。

I R推進会議については、学長を議長とし、副学長、学部長、教務部長、学生生活部長、就職支援センター長、高等教育研究・開発センター長、事務局長等を構成員としており、学内外からの情報収集、分析、共有・共用及び活用等のI R（Institutional Research）活動を通じて、内部質保証のための助言・提案を行う役割を担っている。

さらに、大学自己点検・評価委員会のもと、学部・研究科においては当該学部・研究科の自己点検・評価委員会、センター等その他組織においては運営委員会等を整備している。また、各学部・研究科、センターその他の組織の長を当該委員会の委員長にするとともに、当該組織の活動に関する自己点検・評価の実施及び改善・向上の取組みを、その任務としている。

このように、学長のもと、内部質保証（自己点検・評価）に関わる全学組織及び学部・研究科等の組織を整備し、副学長、学部長、研究科委員長、事務局長の執行部を中心に構成員を組織しており、全学的・体系的に内部質保証を推進する体制を構築している。

なお、学長の諮問機関として大学評価委員会を設置し、学長が指名する者6名以上を構成

員とするともに、半数以上は学外有識者とし、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価等を行うこととしている。

点検・評価項目③	方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
評価の視点	1 3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）の策定に関する全学としての基本的な考え方の設定 2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組み 3 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 4 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 5 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 6 点検・評価における客観性、妥当性の確保

3つの方針については、全学的な策定方針に基づき、教育に関わるPDCAサイクルの基点とし、その設定を行っている。

そして、全学内部質保証推進体制のもと、以下のとおり、教育に関わるPDCAサイクルを構築している。

（P（Plan）：企画・設計）

- 1 前年度に、学部・研究科、センターその他の組織における自己点検・評価委員会や運営委員会等において、3つの方針等に基づく事業計画を策定し、学長に提出する。
- 2 前年度に、大学自己点検・評価委員会において、学部・研究科、センターその他の組織における事業計画を審議し、学長の決定に基づき、その実行を指示する。

（D（Do）：実行）

- 3 学部・研究科、センターその他の組織において、事業計画に関わる取組みを中心に、本学的意思決定プロセスに基づき、各会議体の議を経たうえで、理事会や学長の意思決定に従い、その実行を図る。
- 4 大学自己点検・評価委員会のもと、「重点事業推進ワーキング・グループ」において、重点事業を中心とする事業計画の進捗管理や情報共有等を実施し、確実な実行を担保する。

（C（Check） 1：点検・評価1）

- 5-1 大学自己点検・評価委員会において、学部・研究科、センターその他の組織に対し、事業計画の上半期進捗状況（目標達成見込）報告を依頼する。

- 5-2 大学自己点検・評価委員会において、自己点検・評価制度（教学活動全般の自己点検・評価）の実施方法等を審議し、学長の決定に基づき、学部・研究科、センターその他の組織にその実施を指示する。
- 6-1 学部・研究科、センターその他の組織における自己点検・評価委員会や運営委員会等において、事業計画の上半期進捗状況に基づき、目標達成見込を確認する。また、必要に応じて事業計画を修正し、その結果を学長に報告する。
- 6-2 学部・研究科、センターその他の組織における自己点検・評価委員会や運営委員会等において、3つの方針等に基づく教学活動全般の自己点検・評価を実施し、その結果を学長に報告する。
- 7 学長のもと、「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」において、学部・研究科、センターその他の組織における自己点検・評価の結果を全学的観点から総括し、『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化する。
- (A (Act) 1 : 改善・向上1)
- 8-1 大学自己点検・評価委員会において、学部・研究科、センターその他の組織における、事業計画の上半期進捗状況（目標達成見込）及び修正内容を共有し、目標達成を推進する。
- 8-2 大学自己点検・評価委員会において、当年度『自己点検・評価報告書』及び重点課題等を審議し、学長の決定に基づき、学部・研究科等に改善・向上を指示する。
- 9 学部・研究科、センターその他の組織における自己点検・評価委員会や運営委員会等において、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）を検討する。
- (C (Check) 2 : 点検・評価2)
- 10 大学自己点検・評価委員会において、学部・研究科、センターその他の組織に対し、事業計画の事業報告（目標達成状況報告）を依頼する。
- 11 学部・研究科、センターその他の組織における自己点検・評価委員会や運営委員会等において、事業計画の目標達成状況を点検・評価し、その結果を事業報告として学長に報告する。
- (A (Act) 2 : 改善・向上2)
- 12 大学自己点検・評価委員会において、学部・研究科、センターその他の組織における当年度事業報告を審議し、学長の決定に基づき、学部・研究科等に改善・向上を指示する。
- 13 学部・研究科、センターその他の組織における自己点検・評価委員会や運営委員会等において、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）を検討する。
- 14 1に戻る (※)。
- ※ 事業計画に基づくPDCAサイクルを年度ごとに連続して機能させており、着実に内部質保証を図っている。

これに基づき、本学における内部質保証システムの有効性に関する特長として、以下の6点をあげることができる。

第1に、前述のとおり、全学内部質保証推進体制として、内部質保証を推進する統括組織と関連組織を整備し、内部質保証における役割分担（内部質保証全体、教育研究組織、教育

課程・学習成果、学生の受け入れ、教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・経営）を明確にしたうえで、PDCAサイクルを機能させている。

第2に、内部質保証システムを有効に機能させるためには、教育課程・学習成果（学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針）、学生の受け入れ（学生の受け入れ方針）のPDCAサイクルを適切に機能させることが特に重要となるが、これを担う全学組織として教学マネジメント委員会と入学者選抜委員会を整備している。

第3に、教学、大学運営・経営その他の諸活動について、予算の要否に関わらず事業計画化し、目標管理によるPDCAサイクルを構築している。

第4に、大学の諸活動の中心となる教学活動全般の自己点検・評価制度を実施し、その結果を事業計画に関連させることで一体化を図り、教育に関わるPDCAサイクルとして有効に機能させている。

第5に、大学自己点検・評価委員会において、学部・研究科、センターその他の組織における事業計画（教学、大学運営・経営その他の諸活動）のPDCA（企画・設計、実行、点検・評価、改善・向上）を統括（管理・運営・支援）し、全学内部質保証推進組織として適切に機能している。

第6に、事業計画等の実行（改善・向上に向けた取組みも含む）については、意思決定プロセスを整備し、これに基づき、学長のリーダーシップのもとで確実な実行を図っている。

なお、大学自己点検・評価委員会においては、認証評価機関及び行政機関等からの指摘事項への対応も行っている。

具体的には、2013年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、改善報告を求められた事項については、大学自己点検・評価委員会で全学的な対応を図るとともに、2017年7月末に改善報告書を提出している。これに対し、同協会より、2018年5月30日付けで改善報告書の検討結果として、再度改善報告を求められる事項はない旨の通知を受けている。

文部科学省による設置計画履行状況等調査についても、重大な指摘事項を受けた場合は、大学自己点検・評価委員会で重点課題として全学的に共有を図り、学長により改善を指示している。

これに加え、学長の諮問機関である大学評価委員会において、構成員の半数以上を学外有識者とし、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価等を行っている。その評価結果については、大学自己点検・評価委員会において報告し、学長により改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）につなげるよう指示している。

なお、大学評価委員会構成員の学外有識者には、他大学教員のほか、本学同窓会及び後援会、地域の自治体や企業等に委員を委嘱しており、卒業生及び学生の保証人、地域による意見を広く取り入れる仕組みとしていることは評価できる。

点検・評価項目④	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
評価の視点	1 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 2 公表する情報の正確性、信頼性 3 公表する情報の適切な更新

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に関連する教育研究活動等の状況、学校教育法第 109 条に関連する自己点検・評価の結果等、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に関連する教員養成の状況、私立学校法第 47 条に関連する財務関係書類その他の情報について、ホームページで公開し、教育研究活動等の質向上に資するとともに、社会的説明責任を果たしている。

日常的な教育研究活動については、ホームページに「NEWS」「EVENT」「TOPICS」などのサイトを設け、適宜公開を図っている。

教員の教育研究業績については、Web システムによりデータベース化し、一元的に公開している。

なお、情報の公開に関しては、広報課を中心に学内の情報を集約・確認し、定期的な更新に努めている。

また、「学校法人関東学院情報公開規程」などを整備しており、適切な情報の公開とともに、情報開示請求への対応も行っている。

点検・評価項目⑤	内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	1 全学的な P D C A サイクルの適切性、有効性 2 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価 3 点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性については、学長補佐（自己点検・評価担当）のもと、大学自己点検・評価委員会の担当事務局である大学経営課において、年度ごとに自己点検・評価を実施している。その結果を、学長のもと、「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」が全学的観点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化している。

これに加え、学長の諮問機関である大学評価委員会において、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価を行っている。

また、大学自己点検・評価委員会の権限や役割を定める「関東学院大学自己点検・評価規程」の改正については、同規程第 9 条において学部長会議の議を経ることとしている。これ

を通じて、学部長会議により、大学自己点検・評価委員会の機能、すなわち内部質保証システムの適切性について点検・評価が実施されている。

これらの点検・評価結果については、大学自己点検・評価委員会において報告し、学長により改善・向上を指示している。

これを受け、学長補佐（自己点検・評価担当）のもと、内部質保証システムの改善・向上を検討し、大学自己点検・評価委員会の議を経て、これを実行している。

具体的には、2015年度には、自己点検・評価制度において、合理的・実質的な活動を推進するためにシート形式を導入し、認証評価のための報告書作成が目的化していた状況の改善を図っている。

2017年度には、現在の事業計画による目標管理に、自己点検・評価制度を連携したPDCAサイクルを構築している。

2018年度には、教学マネジメント委員会を設置し、教育課程・学習成果のPDCAサイクルの適切化を図っている。また、アドミッションズセンター（入学者選抜委員会）を設置し、学生の受け入れのPDCAサイクルの適切化を図っている。

このように、内部質保証システムの適切化・有効化に向けて、段階的に改善を図っていることは評価できる。

長所・特色

第1に、学長の諮問機関である大学評価委員会構成員の学外有識者として、他大学教員のほか、本学同窓会及び後援会、地域の自治体や企業等に委員を委嘱しており、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価等を行うのみならず、卒業生及び学生の保証人、地域による意見を広く取り入れる仕組みとしていることは、評価できる。

第2に、内部質保証システムの適切性について、定期的・多面的に見直しを図り、学長補佐（自己点検・評価担当）のもと、2015年度にはシート形式による自己点検・評価制度の導入、2017年度には事業計画に自己点検・評価制度を連携したPDCAサイクルの構築、2018年度には教学マネジメント委員会及びアドミッションズセンターを設置するなど、内部質保証システムの適切化・有効化に向けて、段階的に改善を図っていることは評価できる。

問題点

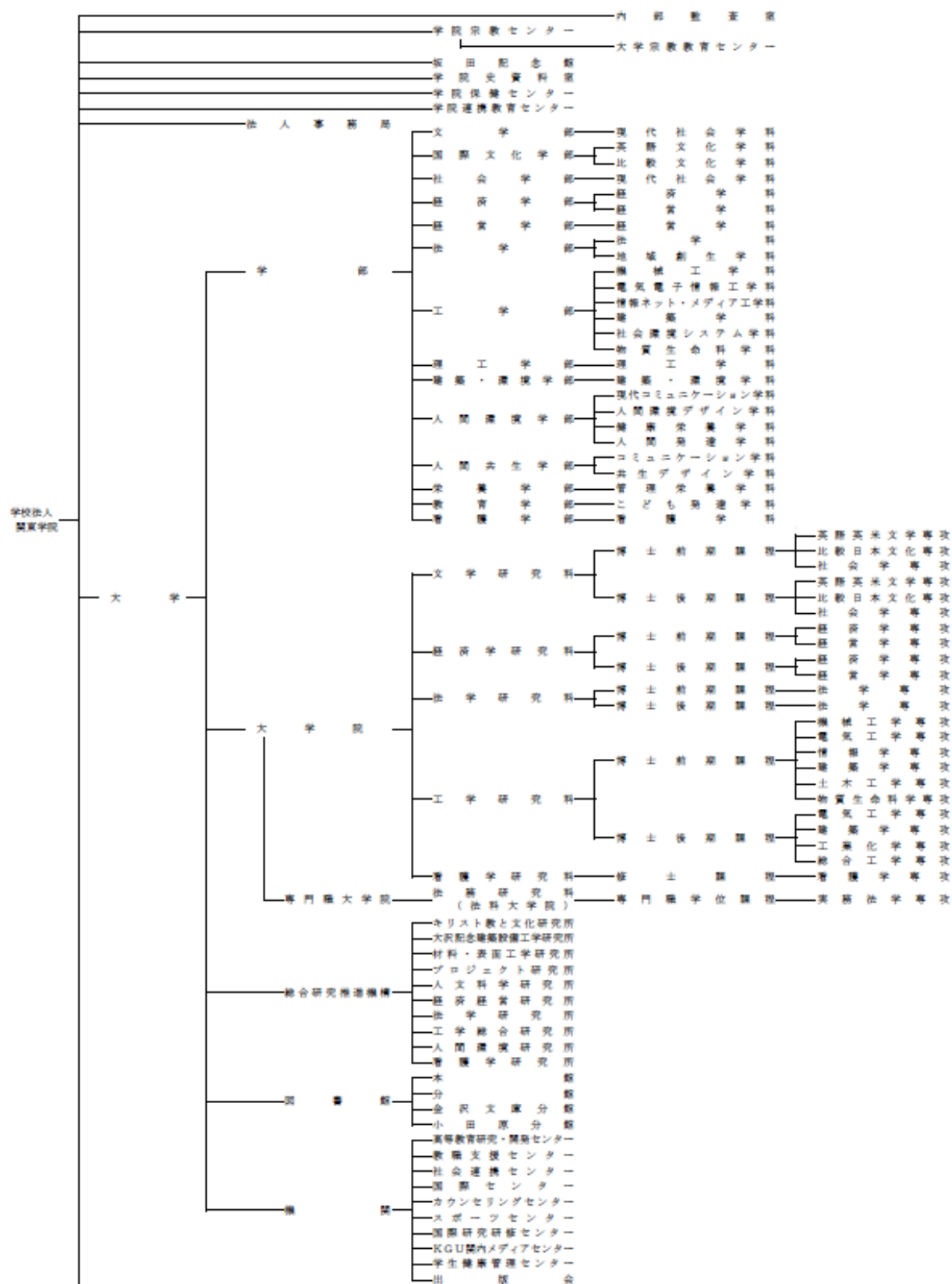
内部質保証のための全学的な方針及び手続を設定し、「内部質保証に関する基本的な考え方」「内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割」「当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担」「教育の企画・設計、運用、検証及び改善の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）」を明示することが求められる。

第3章 教育研究組織

現状説明

点検・評価項目①	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
評価の視点	1 大学の理念・目的と学部（学科）構成及び研究科（専攻）構成との適合性 2 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織との適合性 3 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、理念・目的等を実現するため、以下のとおり教育研究組織を設置している。また、2013 年度以降、社会の要請や急速な環境の変化等に応じながら、積極的・段階的に学部等の新設・改組等を行っていることは評価できる。



(「関東学院職制」第3条別表第1 (抜粋))

1. 学部（学科）の構成

学部（学科）については、1949 年の大学創設時には経済学部及び工学部の構成であったが、理念・目的のもと、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境の変化等へ対応し、新設・改組等を行ってきた。

直近では、2013 年度に、社会の状況及び地域の要請（当時は、看護専門職が全国的に不足し、神奈川県看護師数も不足している状況であった）に応じて、21 世紀の保健医療福祉領域における看護専門職としての社会的使命を自覚し、人びとの健康と well-being に貢献する人材の育成を目的に、看護学部を開設している。

また、2017 年度に、社会情勢（人口減少や少子高齢化等により、全国的に地域活性化の重要性が増している）を踏まえて、現代社会で発生する様々な課題に対し、法的な視点から強い倫理観を持って適切に対処できるとともに、安全で安心な暮らしが可能な地域社会の創造と魅力ある地域づくりを、自助・共助・公助の精神のもとで担うことのできる社会人・職業人を育成すべく、法学部地域創生学科を開設している。

現在は国際文化学部（英語文化学科、比較文化学科）、社会学部（現代社会学科）、経済学部（経済学科）、経営学部（経営学科）、法学部（法学科、地域創生学科）、理工学部（理工学科）、建築・環境学部（建築・環境学科）、人間共生学部（コミュニケーション学科、共生デザイン学科）、栄養学部（管理栄養学科）、教育学部（こども発達学科）、看護学部（看護学科）の 11 学部（14 学科）の構成へと拡充し、人文科学、社会科学、自然科学の 3 つの学問系統を擁する総合大学として、理念・目的に基づき広く社会貢献を図っている。

2. 研究科の構成

研究科（専攻）については、設置学部を基礎とし、1966 年の大学院開設時には経済学研究科及び工学研究科の構成であったが、理念・目的のもと、社会の要請や環境等に応じて拡充してきた。

直近では、2017 年度に、看護学部を基礎とし、倫理性・社会性を身につけた人材を育成するとともに、看護学分野における研究能力・専門職に求められる深い学識及び卓越した実践能力を培い、保健・医療・福祉の進展に寄与すべく、看護学研究科を開設している。

現在は文学研究科（英語英米文学専攻、比較日本文化専攻、社会学専攻の博士前期課程及び博士後期課程）、経済学研究科（経済学専攻、経営学専攻の博士前期課程及び博士後期課程）、法学研究科（法学専攻の博士前期課程及び博士後期課程）、工学研究科（機械工学専攻、電気工学専攻、情報学専攻、建築学専攻、土木工学専攻、物質生命科学専攻の博士前期課程及び建築学専攻、総合工学専攻の博士後期課程）、看護学研究科（看護学専攻の修士課程）の 5 研究科（博士前期課程・修士課程に 13 専攻及び博士後期課程に 8 専攻）を擁している。

なお、2004 年度に専門職大学院として開設した法科大学院については、2015 年度以降の学生募集を停止し、2018 年度に廃止している。

3. 附置研究所

大学附置の研究所及び学部附置の研究所並びにプロジェクト研究所については、研究を全学的に推進し、研究の総合的向上及び研究を通じた本学の社会的使命を達成することを目的として設置した総合研究推進機構が統括している。

大学附置研究所については、キリスト教と文化研究所、大沢記念建築設備工学研究所、材料・表面工学研究所の3つの研究所を設置している。

学部附置研究所については、人文科学研究所、経済経営研究所、法学研究所、工学総合研究所、人間環境研究所、看護学研究所の6つの研究所を設置している。

これに加え、プロジェクト研究所（時代の要請に迅速に応じてフレキシブルに設置・廃止ができるプロジェクト型の研究所）を設置している。同研究所については、2016年度に「関東学院大学プロジェクト研究所規程」を制定し、特色ある研究拠点の形成、外部競争的研究資金等の獲得、産官学連携に資する研究の推進を目的として、現在は、三次元電子回路実装技術研究所、防災・減災・復興学研究所、機能性食品科学研究所、地域創生実践研究所の4つの研究所を設置している。なお、防災・減災・復興学研究所については、2019年度より大学附置研究所として設置する予定である。

4. 附属機関（センター等）

教育プログラムの企画や地域・社会への参加及び国際交流の促進などを行う機関として、「大学宗教教育センター」「高等教育研究・開発センター」「教職支援センター」「社会連携センター」「国際センター」「カウンセリングセンター」「スポーツセンター」「国際研究研修センター」等を設置している。

点検・評価項目②	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。
評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 2 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、各学部・研究科、総合研究推進機構、センター等において、年度ごとに自己点検・評価を実施している。その結果を、学長のもと、「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」が全学的観点から総括し、『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化し、大学自己点検・評価委員会において報告している。

教育研究組織の改善・向上については、教育課程・学習成果や学生の受け入れ、教育研究等環境等を含む自己点検・評価の結果に加え、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境の変化等を総合的に鑑みたくえで、教育研究組織の設置・廃止を含むあり方を検討している。そして、本学的意思決定プロセスに基づき、各会議体の議を経たくえで、理事会や学長の意思決定に従い、教育研究組織の新設・改組等の実行を図っている。

なお、教育研究組織の設置・廃止における本学の基本的な意思決定プロセスは、以下のとおりである。

1. 学部（学科）・研究科（専攻）

学部（学科）・研究科（専攻）の設置・廃止については、法人としての経営に直接的に関

わることから、以下のとおり理事会のもとで意思決定を行っている。

（設置）

- 1－1 学部（研究科）において、自己点検・評価の結果や社会情勢等を踏まえつつ、学科（専攻）の設置を検討・立案し、教授会（研究科委員会）の審議を経て、学長に上申する。学長は、必要に応じて、学部長会議（大学院研究科委員長会議）及び大学評議会に意見を求める。
- 1－2 学長のもと、全学的観点から、自己点検・評価の結果や社会情勢等を踏まえつつ、学部（研究科）の設置を検討・立案する。学長は、必要に応じて、学部長会議（大学院研究科委員長会議）及び大学評議会に意見を求める。
- 2 学長は、理事会のもとに置かれる大学委員会に、学部（学科）・研究科（専攻）の設置について提案し、同委員会は、設置準備委員会を置き、具体的に検討を行うことを審議・承認する。
- 3 設置準備委員会において、当該設置に関わる個別具体的な事項の方向性を検討し、これに基づき、主に経営に関わる事項を常任理事会及び理事会、教学に関わる事項を教授会（研究科委員会）や学部長会議（大学院研究科委員長会議）及び大学評議会において、具体的な内容を検討する。
- 4 最終的な設置の可否については、大学評議会の審議を経て、理事会がこれを決定する。

（廃止）

- 1－1 学部（研究科）において、自己点検・評価の結果や社会情勢等を踏まえつつ、学科（専攻）の廃止を検討・立案し、教授会（研究科委員会）の審議を経て、学長に上申する。学長は、必要に応じて、学部長会議（大学院研究科委員長会議）及び大学評議会に意見を求める。
- 1－2 学長のもと、全学的観点から、自己点検・評価の結果や社会情勢等を踏まえつつ、学部（研究科）の廃止を検討・立案する。学長は、必要に応じて、学部長会議（大学院研究科委員長会議）及び大学評議会に意見を求める。
- 2 最終的な廃止の可否については、大学評議会の審議を経て、理事会がこれを決定する。

例えば、2017 年度の看護学研究科設置は、看護学部教授会において、自己点検・評価の結果等を踏まえつつ、同学部が完成年度を迎えるにあたり、看護学研究科を設置する構想が立案され、学長に上申されている。これを受け、学長から大学委員会において提案され、本構想を進めるべく看護学研究科設置準備委員会の設置が承認されている。そして、大学評議会の審議を経て、理事会により看護学研究科の設置が最終意思決定されている。

なお、社会環境の変化や地域の要請等により、理事会による方針として、教育研究組織の設置・廃止を行うこともある。

例えば、2013 年度の看護学部設置は、理事会のもと、理念・目的、社会情勢、学内資源等を考慮し、新たな学部の設置が構想され、理事会から大学委員会に提案されて開設に至っている。

2. 附置研究所及び附属機関（センター等）

附置研究所及び附属機関（センター等）の設置・廃止については、以下のとおり学長のもとで意思決定を行っている。

- 1 学長のもと、全学的観点から、自己点検・評価の結果や社会情勢等を踏まえつつ、附置研究所及び附属機関（センター等）の設置・廃止を検討・立案する。
- 2 学長の指示を受け、関連する（必要に応じて新設する）会議体及び事務局等において、具体的な検討を行う。
- 3 最終的な設置・廃止の可否については、学部長会議及び大学評議会での議を経て、学長がこれを決定する。

長所・特色

2013 年度以降、理念・目的のもと、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境の変化等へ対応すべく、積極的・段階的に学部等の新設・改組等を行っていることは評価できる。

問題点

なし。

第4章 教育課程・学習成果

現状説明

点検・評価項目①	授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表しているか。
評価の視点	1 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表 2 学位授与方針と教育研究上の目的との適切な連関性

1. 大学全体

本学は、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）について、その策定に関する方針を定め、相互の連関性及び学部・研究科の統一性を図っている。

学位授与方針については、学位ごとに示すことを基本とし、ホームページで公表するとともに、履修要綱にも掲載している。

2. 学部

学部における学位授与方針については、教育研究上の目的との整合を図りつつ、学部共通の方針のもと、学科ごとに方針を定めている。

なお、学部共通の方針は、以下のとおりである。

関東学院大学は、教育研究上の目的のもと、次に掲げるすべての能力（4領域12項目の能力）を備え、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。
これを踏まえて、各学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を別に定める。

<知識・理解>

1 自己理解と他者理解につながる幅広い教養（※）を身につけている。（幅広い教養）

※ 総合大学の利点を活かした学部共通の教養教育と学部独自の教養教育が含まれる。

2 所属する学部・学科の学問領域固有の知識と方法論を修得している。（専門分野に関する知識・理解）

3 本学が立地する「神奈川」の歴史・文化・風土等の特性を理解している。（地域に関する知識・理解）

<技能>

4 発見した問題を、解決するための手法を適切に選択できる。（問題発見・解決力）

5 国際社会において協働できるコミュニケーション力を有している。（国際協働力）

<思考・判断・表現>

6 他者がもつ社会的・文化的背景を理解したうえで、自己を客体化して思考することが

できる。(多文化での共生)

- 7 倫理観と公平・公正の精神を持って、事象を判断することができる。(倫理観、公平・公正な判断)
- 8 他者の意見に耳を傾けるとともに、自らの意見を適切な表現手段を用いて発信することができる。(傾聴と発信)

＜関心・意欲・態度＞

- 9 生涯にわたり、進んで知識・教養・技能を高めようとする意欲を有している。(生涯学び続ける意欲)
- 10 社会・地域・組織の一員としての役割を果たそうとする主体性を持っている。(社会参加への主体性)
- 11 豊富な知識と広い視野のもとに、様々な背景をもった他者を尊重して協働できる。(チームワーク、他者との協働)
- 12 問題に対して誠実に向き合おうとする実践的態度を身につけている。(建学の精神の実践、奉仕動機)

このように、学部共通の方針に示している「建学の精神の実践、奉仕動機」「チームワーク、他者との協働」「幅広い教養」「専門分野に関する知識・理解」などに関する内容は、大学の教育研究上の目的における「キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、教育基本法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、次世代の社会を他者とともに創り上げる教養と知識技術を有する人材を育成し、社会に貢献すること」に基づくものであり、これは学部における全ての学位授与方針に通ずるものである。

また、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の4つの領域を設け、学生が身に付ける能力(学習成果)を明確に示している。これは、学生の学習を高大接続教育において高めていくことを目的とし、高等学校の学習指導要領における「知識技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス重視」に連動するものである。

3. 大学院

大学院における学生の受け入れ方針については、各研究科において、教育研究上の目的との整合を図りつつ、専攻及び学位課程ごとに定めており、それぞれの専門性に応じた学生が身に付ける能力を明確に示している。

点検・評価項目②	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
評価の視点	1 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の適切な設定及び公表 ○ 教育課程の体系、教育内容 ○ 教育課程を編成する授業科目区分、授業形態等 2 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

1. 大学全体

教育課程の編成・実施方針については、学位ごとに示すことを基本とし、ホームページで公表するとともに、履修要綱にも掲載している。

2. 学部

学部における教育課程の編成・実施方針については、学位授与方針との連動を図りつつ、学部共通の方針のもと、学科ごとに方針を定めており、教育課程の体系、教育内容、授業科目の構成区分、授業形態、教育方法、学習成果の評価等に関する基本的な考え方を明確に示している。

なお、学部共通の方針（抜粋）は、以下のとおりである。

教育課程・教育内容

- 1 教育課程は、共通科目及び専門科目により体系的に編成する。
- 2 共通科目は、次の科目により編成を基本とし、各学部が教育課程を編成するうえで必要に応じて、分野や目的に沿って区分する。
 - ＜教養科目・総合科目＞
 - ・ 豊かな人間性を涵養する（建学の精神における「人」になる）ため、総合大学の特性を活かした幅広く深い教養を培う。
 - ＜キリスト教科目・自校史科目＞
 - ・ キリスト教及び自校史を学び、「他者への共感」「多文化理解」につながる教養を培う。
 - ＜キャリア教育科目＞
 - ・ 入学直後から実施する体系的なキャリア教育を通じて、社会的及び職業的自立を図るための能力と社会人たる素養を培い、生涯にわたって学び、社会に貢献できる人材を育成する。
 - ＜初年次教育科目＞
 - ・ 高・大の接続に配慮した導入教育により、大学での学びのための基礎力（スタディ・スキルやアカデミック・リテラシー）を養う。
 - ＜地域志向科目＞
 - ・ 学びのフィールドとなる「地域」について、自分の興味・関心・専門分野に応じた学びを通じ理解を深める。（地域に関する知識・理解）
 - ＜語学科目＞
 - ・ 英語を必修にさまざまな言語の体系的な学びを通じて、学生の海外派遣を促進するとともに、段階的に国際的な語学力、コミュニケーション能力を育成する。
 - ＜保健体育科目＞
 - ・ 健全で健康な生活を送るための基礎を学ぶ。
- 3 専門科目は、各学部の専門に沿って編成し、自己の専門分野に関する知識と方法論を身に付ける。

教育方法

- 1 講義を通じて、当該科目に必要な知識・技能を教授するとともに、書く・話し合う・発表するといった学生の講義への参加を積極的に導入する。
- 2 習熟度別等による少人数教育を推進し、きめ細かな教育を通じて、学習効果を高める。
- 3 PBL (Project/Problem- Based Learning) やサービスラーニング等の体験型授業を通じて、課題設定・実践的な解決能力を培う。
- 4 フィールドワーク、ボランティア、海外インターンシップ等の授業による社会参加の機会を通じて、多文化を理解し、他者と共生するための思考力・判断力を養う。
- 5 キリスト教への理解を軸とした幅広い教養を基に、アクティブ・ラーニングによる能動的な思考・判断の繰り返しと、他者との協働により、公平・公正な判断力を培う。
- 6 グループワーク、ディベート、プレゼンテーション等の協働による能動的な学びの場を通じ、傾聴の姿勢と、自らの立場、考えをわかりやすく発信するための能力を培う。
- 7 社会連携教育（地域、企業、自治体等との連携による教育）を展開し、社会をフィールドとしたPBLやサービスラーニング等を通じて、社会に参加する機会を創出し、社会参加への主体性を培う。
- 8 幅広い教養及び専門分野における知識、技術を基に、アクティブ・ラーニングやゼミナール等により、多様な背景をもった他者と協働するための規律性と柔軟性を養う。
- 9 キリスト教及び自校史への理解を基に、PBLやサービスラーニング等による実践的な課題解決のための学びを通じ、社会課題に対して誠実に向き合う姿勢を養う。
- 10 ICTを積極的に活用し、LMS (Learning Management System) を通じて、学生へのフィードバックや学習支援を行う。

このように、学部共通の教育課程の編成・実施方針に示している「教養科目」「キリスト教科目」「地域志向科目」「語学科目」などの教育課程・教育内容、「体験型授業」「能動的な思考・判断の繰り返し」「協働による能動的な学びの場」「社会連携教育」「実践的な課題解決のための学び」などの教育方法は、学位授与方針に連動しており、これは学部における全ての学位授与方針に通ずるものである。

3. 大学院

大学院における教育課程の編成・実施方針については、各研究科において、学位授与方針との連動を図りつつ、専攻及び学位課程ごとに定めており、それぞれの専門性に応じ、教育課程の体系、教育内容、授業科目の構成区分、授業形態、教育方法、学習成果の評価等に関する基本的な考え方を明確に示している。

点検・評価項目③	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
評価の視点	1 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ○ 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ○ 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ○ 授業科目の位置づけ（必修、選択等） ○ 学部における初年次教育、高大接続への配慮 ○ 学部における教養教育と専門教育の適切な配置 ○ 研究科におけるコースワークとリサーチワークの適切な配置 2 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施 3 各学部・研究科における教育課程の編成に関する全学的な組織運営・支援とその適切性

1. 大学全体

各学部（学科）・研究科（専攻）における教育課程の編成について、教学マネジメント委員会を通じて全学的に支援を行っており、その適切性を担保している。

各学部（学科）・研究科（専攻）においては、以下のとおり、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

2. 学部

各学部（学科）において、共通科目（教養教育）及び専門科目（専門教育）により教育課程を編成している。また、教育課程の編成・実施方針に基づき、学位授与方針を達成するために必要な授業科目を開設している。

共通科目（教養教育）は、キリスト教科目・自校史科目、キャリア教育科目、地域志向科目として、学部共通科目に加え、全学共通科目を編成している。

キリスト教科目については、「キリスト教学」を全学部開設しており、各学部のその他のキリスト教科目とともに、全学キリスト教関連科目とし、建学の精神及び校訓「人になれ奉仕せよ」に基づく、本学の理念・目的及び各学部（学科）の目的や学位授与方針等に通じる科目編成としている。

キャリア教育科目については、「KGUキャリアデザイン入門」（自校史科目も兼ねる）を、入学直後である1年次春学期の登録必須科目として開設している。さらに、「KGUキャリアデザイン基礎Ⅰ」（1～3年次秋学期）、「KGUキャリアデザイン基礎Ⅱ」（2～3年次春学期）、「KGUキャリアデザイン応用Ⅰ」（2～4年次春学期）、「KGUインターンシップⅠ（事前指導）」（3年次春学期）、「KGUインターンシップⅡ（実習）」（3～4年次秋学期）を体系的に編成し、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成を全学的に支援している。

地域志向科目については、「KGUかながわ学」を、行政、経済、政治、スポーツ、歴史・文化、自然、健康、地域づくり、地域安全、コミュニティの分野で開設しており、多様な学

部学生のニーズに応えるクラス編成とし、全学的に社会連携教育の展開を図っている。

また、学部共通科目として、これらを含め、その充実を図るとともに、初年次教育科目や語学科目等も編成している。

初年次教育科目については、高・大の接続に配慮した導入教育により、大学での学びのための基礎力（スタディ・スキルやアカデミック・リテラシー）を養う科目を、全学部で入学直後である1年次春学期の必修として開設している。

語学科目については、全学部で英語科目を必修としているとともに、各学部でさまざまな言語科目について、入学直後の1年次春学期から体系的に編成している。

なお、教養教育については、全学共通科目及び学部共通科目のみならず、各学部（学科）では専門科目を含めた副専攻課程を編成し、他学部に開講しており、幅広く深い教養を培うための教育を全学的に行っている。

一方、専門科目（専門教育）は、共通科目（教養教育）及び導入科目を基礎とし、各学部（学科）の専門に沿って、分野や段階に応じた科目群により構成しており、段階的・体系的に科目の編成を行っている。

各学部（学科）において、学位授与方針に基づいた教育課程の編成の順次性・体系性を担保するため、科目ごとに単位数、必修や選択必修や選択等、配当年次及び学期（セメスター）を設定するとともに、カリキュラムマップ（フローチャート型及びチェックリスト型）を整備し、履修要綱等を通じて学生に明示している。

なお、カリキュラムマップ（フローチャート型）は、各科目の履修の流れを可視化することを主とし、カリキュラムマップ（チェックリスト型）は、各科目と学位授与方針の関係を可視化することを主としている。

このとおり2種類のカリキュラムマップを通じ、教育課程については、学位授与方針の基づき、段階的・体系的に編成していることを、より明確に示している。

3. 大学院

各研究科（専攻及び学位課程）において、教育課程の編成・実施方針に基づき、学位授与方針を達成するために必要な授業科目を開設している。また、講義及び演習や実験の科目群に大別し、各学部（学科）の専門ごとの分野や段階に応じた科目群により構成しており、実践的・専門的な知識を養う科目体系（コースワーク）と自己の研究活動（リサーチワーク）が連動した、学位論文執筆のための体系的な教育課程（学位取得プロセス）を編成している。

学位授与方針に基づいた教育課程の編成の順次性・体系性については、科目ごとに単位数、必修や選択必修や選択等、配当年次及び学期（セメスター）を設定し、履修要綱等を通じて学生に明示している。また、履修モデルを明示していることに加え、学生は科目の履修にあたり、指導教員による指導を受けることとしており、段階的・体系的な教育を担保している。

点検・評価項目④	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているか。
評価の視点	1 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ○ 単位の実質化を図るための措置 ○ シラバスの内容及び実施 ○ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ○ 学部における授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ○ 学部における適切な履修指導・学習の実施 ○ 研究科における研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 2 各学部・研究科における教育方法の導入及び教育の実施に関する全学的な組織運営・支援とその適切性

1. 大学全体

各学部・研究科における教育方法の導入及び教育の実施について、教学マネジメント委員会を通じて全学的に支援を行っており、その適切性を担保している。

各学部・研究科においては、以下のとおり、教育課程の編成・実施方針に基づき、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じている。

2. 学部

（1）単位の実質化を図るための措置、適切な履修指導・学習指導の実施

各学部において、履修登録単位の上限（CAP）を、年間 44～48 単位（各学期 22～24 単位）に設定しているが、諸課程（教職課程等）の科目や資格養成課程（栄養学部、教育学部、看護学部）の一部の科目等を、その対象外としている。

これにより、CAP を超えた履修登録単位の学生がいるものの、授業時間外に必要な学習の促進（履修指導・学習指導、シラバスに予習・復習時間数等の明示、アクティブ・ラーニングの促進、ラーニング・コモンズ等の整備）や学習時間の把握（「学生満足度調査」「授業改善アンケート」の実施）なども行っており、多面的・複合的に単位の実質化を図るための措置を実施している。

特に、履修指導・学習指導については、入学直後の新入生オリエンテーションはもとより、各年次の各学期オリエンテーションに加え、諸課程の履修希望学生に対する説明会も新学期開始時に開催し、単位制度の趣旨やシラバスに明示している予習・復習時間及び学習課題等について説明しており、自学・自習の必要性及び計画的な学習に関する指導を行っている。

また、各学部では履修モデルを整備するとともに、教職課程では教職支援センターを設置しており、教職履修カルテを活用した指導等も行っている。

さらに、各学部では各学期に成績表配付とともに個別指導、成績不振者面談を実施しており、資格養成課程ではアドバイザー教員を配置し、職員と連携しながら個別面談等を通じた指導も行っている。

その他、全授業科目担当教員について、オフィスアワーを設定し、シラバスに明示しており、履修指導・学習指導の時間を確保している。

このように、継続的且つきめ細やかな履修指導・学習指導を実施し、CAP を超えた履修登録単位の学生等への適切な対応を図っている。

なお、経済学部においては、CAP の緩和措置を設けている。具体的には、2018 年度以降の入学者において、G P A (Grade Point Average) が 2.8 以上且つ直近の学期における修得単位数が 19 単位以上の場合に、「プレミアム科目」を対象とすることを原則とし、次学期の CAP を 4 単位緩和している。

(2) シラバスの内容及び実施

シラバスについては、「予習時間数 (時間)」「復習時間数 (時間)」「科目のテーマ及び概要」「科目の到達目標」「授業計画 (テーマまたは概要、到達目標、学習課題 (予習・復習))」「成績評価方法・基準」「課題 (試験・レポート等) のフィードバック方法」「オフィスアワー」「学位授与方針と各科目の関連」を必須項目、「教員の実務経験」「実務経験の授業への活かし方」「教科書・参考書」「関連科目」「履修上の注意 (学生への指示)」を選択項目とする全学統一のフォーマットとし、全授業科目において整備しており、学生支援ポータルを通じてあらかじめ学生に明示している。

なお、シラバスの内容については、全学部にて組織的に確認している。また、授業科目担当教員が初回の授業内でシラバスの説明を行うとともに、シラバスに基づき授業を実施しており、その適性については「授業改善アンケート」を通じて確認を行っている。

(3) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容、授業方法

学生の主体的な学び促すべく、アクティブ・ラーニングを全学的に推進している。これに伴い、各授業科目が実施しているアクティブ・ラーニングの内容を、下表のとおり「アクティブ・タイプ」として 5 種類に分類し、シラバスに明示している。

アクティブ・タイプ	内容
A	教員から指示された問題を解いたり、教員からの質問に答えたりする。
B	問題演習・レポート・リアクションペーパーなどを学生が提出し、紙面や Web など教員からのフィードバックを受け取る。又は個人単位でのプレゼンテーションを実施する。
C	学生が複数のグループとなり、グループワーク又はグループ内でのディスカッションを実施する。
D	グループで作成したレジュメ等に基づくプレゼンテーション、又はグループ同士で正否の判定を伴うディスカッション (ディベートなど) を実施する。
E	課題解決などプロジェクトベースのグループワークと発表を行う。又は学外でのフィールドワークを実施する。

(アクティブ・タイプとその内容)

また、「社会連携教育」を全学的に展開しており、社会に参加する機会を創出し、社会をフィールドとしたPBLやサービスラーニング等を通じて、主体性を持って他者と協働していく力の育成を推進している。

（４）授業形態に配慮した１授業あたりの学生数

各学部において、演習や実験、実習は少人数教育を基本としているが、講義を含めて、授業形態や授業内容、授業方法、前年度の履修登録状況を鑑み、クラスの増減や予備登録（授業に定員を設けて抽選等により履修登録学生を決定する措置）の実施等について検討し、１授業あたりの適切な学生数を担保している。

また、各学部において、習熟度別の少人数クラス編成を行っている。新入生に対しては、入学直後にプレイスメントテストを実施しており、その結果に応じ、英語その他のクラス編成を行っている。

さらに、初年次教育や専門教育におけるゼミナール科目についても、少人数教育を徹底している。

３．大学院

大学院学則第９条において、「学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する」ことを定めている。

これに基づき、授業に関しては、各研究科のシラバスをあらかじめ学生に明示している。シラバスは、学部同様であり、全学統一のフォーマットにより全授業科目において整備し、あらかじめ学生に明示している。また、シラバスの内容の組織的な確認及びシラバスの適切な実施も行っている。

なお、授業形態は、講義及び演習、実験、実習に大別されるが、いずれも学生の主体的参加を前提としており、少人数教育及び個別教育を基本とし、グループワークやディスカッションも積極的に導入している。

学生は科目の履修にあたり、シラバス等を参考にするとともに、指導教員による指導を受けることとしており、計画的な学習を担保している。

一方、研究指導に関しては、各研究科の学位課程ごとに、入学から学位授与までの研究指導スケジュール及び内容を定め、履修要綱に掲載し、あらかじめ学生に明示している。なお、看護学研究科修士課程においては、職業を有しているため、「長期履修学生制度」を利用する学生がほとんどであり、当該学生や９月修了学生にも対応していることは評価できる。

また、学生は研究テーマ及び研究計画を定めるにあたり、指導教員による指導を受け、これを決定している。

各研究科においては、指導教員による指導のもと、これらに基づき研究指導を適切に実施している。

点検・評価項目⑤	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
評価の視点	1 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ○ 単位制度の趣旨に基づく単位認定 ○ 既修得単位の適切な認定 ○ 成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置 ○ 卒業・修了要件の明示 2 学位授与を適切に行うための措置 ○ 研究科における学位論文審査基準の明示 ○ 研究科における学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置 ○ 学位授与に関わる責任体制及び手続の明示 ○ 適切な学位授与 3 各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与に関する全学的な組織運営・支援とその適切性

各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、I R 推進会議や教学マネジメント委員会等を通じて全学的に運営・支援を行っており、その適切性を担保している。

各学部・研究科においては、以下のとおり、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

1. 単位制度の趣旨に基づく単位認定

単位制度の趣旨に基づき、大学学則第 10 条及び第 12 条並びに第 13 条において、以下のとおり単位の算定基準及び認定並びに成績の評価について定めている。

(単位の算定基準)

第 10 条 1 単位の授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業期間)

第 11 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間に

において授業を行うことができる。

(学修修了の認定)

第 12 条 授業科目の学修修了の認定は試験による。ただし、論文、製図、実技等によって、試験に代えることができる。

(成績の評価)

第 13 条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評語であらわし、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

これに基づき、1 回の授業時間を 90 分、各学期の授業期間を 15 週とするとともに、大学院学則及び各学部・研究科の履修規程を整備している。また、各授業科目の単位数を定めるとともに、各週における授業時間及び授業回数を設定している。

そして、各授業科目担当教員は、試験やレポート等による成績評価（可以上）に基づき、履修登録科目の単位認定を適切に行っている。

2. 既修得単位の適切な認定

大学学則第 20 条から第 22 条において、協定大学との単位互換履修学生や入学前等の他大学又は短期大学等で修得した単位を、合わせて 60 単位を超えない範囲で、本学の修得単位として認定することができる旨を定めている。

また、大学院学則第 13 条及び第 20 条において、協定大学院との特別聴講学生や入学前等の他大学院等で修得した単位を、合わせて 10 単位を超えない範囲で、本学の修得単位として認定することができる旨を定めている。

これに基づき、各学部（研究科）の履修規程を整備し、教授会（研究科委員会）の審議を経て、適切に既修得単位の認定を行っている。

3. 成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置

大学学則第 12 条の 2 及び大学院学則第 11 条において、成績評価の客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示することを定めている。

これに基づき、学部・研究科における全授業科目のシラバスを整備し、「成績評価方法・基準」を明示している。

また、前述のとおり、成績評価は秀、優、良、可、不可の 5 段階評価とし、単位認定は可以上とすることを大学学則や各履修規程等に定めている。

さらに、各学部・研究科において、成績評価の透明性を確保するため、学生が成績評価に疑義のある場合に確認できることを履修規程に定めている。

その他、成績評価方法に関する試験規程やレポート等課題作成の注意に関する文書等を整備している。

履修規程及び試験規程等については、履修要綱に掲載し、シラバスとともに、学生にあらかじめ明示しており、成績評価の客観性・厳格性を担保している。

4. 卒業・修了要件の明示

大学学則第 12 条の 2 及び大学院学則第 11 条において、卒業・修了の客観性及び厳格性

を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示することを定めている。

また、各学部の卒業要件を大学学則第 14 条から第 18 条の 5 に、研究科の修了及び学位授与の要件を大学院学則第 22 条及び第 23 条に定めている。なお、各学部では、所定の単位を修得することを卒業要件として求めている。研究科では、所定の単位を修得すること且つ学位論文の審査及び最終試験に合格することを求めている。

これに基づき、各学部・研究科の履修規程を整備し、履修要綱を通じて、学生にあらかじめ卒業・修了要件を明示している。

5. 学部における学位授与に係る責任体制及び手続の明示、適切な学位授与

学部においては、前述のとおり、所定の単位を修得することを卒業要件にしており、これを満たした者が学士の学位を授与できることを、大学学則第 34 条に定めている。

また、大学学則第 52 条において、学位授与に関する事項は各教授会で審議し、学長に意見を述べることを定めている。

これに基づき、各学部における教授会の審議結果を受け、学長が学位授与を最終的に決定している。

6. 研究科における学位論文審査基準の明示、学位授与に関わる責任体制及び手続の明示、適切な学位授与、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置

研究科においては、前述のとおり、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格することを修了及び学位授与の要件にしている。

学位論文の審査に関しては、その客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示することについて、大学院学則第 11 条に定めている。

これに基づき、各研究科は学位課程ごとに学位論文審査基準を設定するとともに、履修要綱に掲載し、学生にあらかじめ明示している。

なお、大学院学則第 22 条には、博士前期課程又は修士課程の学位授与要件として「修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない」と定めている。ただし、各研究科の履修規程には、修士論文により審査することを明確に示しており、各研究科において特定課題による審査を実施していない。

また、大学院学則第 49 条及び第 50 条では、大学院研究科委員長会議及び研究科委員会において、学位授与に関する事項を審議し、学長に意見を述べることを定めている。

さらに、「関東学院大学学位規則」第 7 条から第 15 条において、学位授与に関する責任体制及び手続を明確に示している。

これに基づき、各研究科において、学位論文の審査委員会を設置し、主査として指導教授、その他審査委員として当該論文に関連ある授業科目担当教授又は准教授 2 名以上により、学位論文の審査及び最終試験を行っている。ただし、博士後期課程を経ない者の学位論文については、指導教授をもって組織することを原則とし、審査委員会が主査を選出している。なお、審査のため必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て、当該研究科以外の本学研究科の教授又は准教授、若しくは他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

審査委員会においては、その結果を学位授与の可否に関する意見とともに、研究科委員会

に報告しなければならない。

研究科委員会においては、審査委員会の報告に基づき、学位授与に関して審議し、その結果を大学院研究科委員長会議に報告している。

そして、研究科委員会の報告に基づき、大学院研究科委員長会議において審議し、学長が学位授与を最終的に決定している。

なお、複数の委員会及び会議の議を経ることにより、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を担保している。

点検・評価項目⑥	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価（学習成果の測定結果の適切な活用等） 2 点検・評価結果に基づく改善・向上

学長のもと、2017 年度に教学マネジメント委員会を設置するとともに、同委員会を中心とする全学体制を構築し、教育課程・学習成果に関する P D C A の管理・支援を行っている。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、各学部・研究科等において、年度ごとに自己点検・評価を実施している。その結果を、学長のもと、「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」が全学的観点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化している。さらに、大学自己点検・評価委員会において報告し、改善・向上に向けた取り組み（事業計画等）につなげるよう指示している。

これに加え、「学生満足度調査」「授業改善アンケート」「GPS-Academic」などの各種調査・アンケートも実施している。

これらを受け、各学部・研究科等において、教授会や研究科委員会のもと、教育課程及びその内容、方法のあり方とともに、改善・向上に向けた取り組み（事業計画等）の検討を行っている。

そして、教学マネジメント委員会において、学部・研究科等の P D C A に対し、以下のとおり全学的な管理・支援を行っている。

P (Plan) : 教育課程及びその内容、方法の目標設定

教学マネジメント委員会において、各学部・研究科等における 3 つの方針、これに基づく教育課程及びその内容、方法に関する次年度の目標（事業計画等）を共有・検討し、全学的に目標設定の管理・支援を行っている。

D (Do) : 教育課程及びその内容、方法の実施

教学マネジメント委員会において、各学部・研究科等における教育課程及びその内容、方法の実施に関する進捗報告（事業計画等）や情報提供（他大学先行事例や政策動向等）を行

い、その実行を全学的に担保している。

C (Check) : 教育課程及びその内容、方法の点検・評価（学習成果の把握及び評価も含む）

教学マネジメント委員会において、各学部・研究科等における教育課程及びその内容、方法の点検・評価（事業計画、自己点検・評価、「学生満足度調査」「授業改善アンケート」「GPS-Academic」などの調査・アンケート等）の結果を共有し、改善・向上を全学的に検討している。

また、学習成果の把握及び評価に関する指標の設定や方法の開発を支援（提案）し、その実行を全学的に推進している。

A (Act) : 教育課程の編成及びその内容、方法の方針設定

教学マネジメント委員会において、各学部・研究科等における教育課程の編成及びその内容、方法に関する次年度以降の方針を共有・検討し、全学的に方針設定（改善・向上の適切性等）の管理・支援を行っている。

なお、教学マネジメント委員会の役割や運営等については、定期的に見直しを図り、改善・向上に努めていくこととしている。

長所・特色

看護学研究科修士課程において、入学から学位授与までの研究指導スケジュール及び内容を、あらかじめ学生に明示しているが、長期履修学生や9月修了学生にも対応していることは評価できる。

問題点

学位授与方針に示した学習成果の測定が十分ではないため、これを適切に行うことが求められる。

第5章 学生の受け入れ

現状説明

点検・評価項目①	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
評価の視点	1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 2 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ○ 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ○ 入学希望者に求める水準等の判定方法

1. 大学全体

本学は、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）について、その策定に関する方針を定め、相互の連関性及び学部・研究科の統一性を図っている。

学生の受け入れ方針については、学位ごとに示すことを基本としており、求める学生像を明示し、ホームページで公表するとともに、本学受験生向けのWebサイトやガイドブック、入学者選抜募集要項にも掲載している。

2. 学部

学部における学生の受け入れ方針については、学部共通の方針のもと、学科ごとに方針を定めている。

学部共通の方針は、以下のとおりである。

関東学院大学は、キリスト教に基づく建学の精神を端的に表した校訓「人になれ 奉仕せよ」を掲げ、「キリスト教の精神に基づき、生涯をかけて教養を培う人間形成に努め、人のため、社会のため、人類のために尽くすことを通して己の人格を磨く」という教育方針を長年にわたって継承してきた。

本学の教育方針に共感するとともに、幅広い教養と専門性の高い知識・技能を主体的に身に付け、他者とともに次世代社会の創造と持続的発展への貢献するための意欲と明確な目的意識を持ち、多様な背景を有する入学者を選抜するため、国内外問わず、世界のあらゆる地域から受け入れる。

そのために、培われた確実な基礎学力、経験や活動を通じて身に付けた能力、学ぶ意欲や人間性などを多角的に評価する以下の入学者選抜制度を有する。

1. 一般入学者選抜試験（前期日程・後期日程）

一般入学者選抜試験では、入学後に各学部の教育に必要な総合的学力を有する入学者を選抜するため、高等学校までの教育の到達目標とされる「知識・技能」「思考力・判断力」等を問う個別学力試験に重点を置いて評価する。また、高い英語能力を有する入学者

を評価するため、英語資格・検定試験の結果についても評価の対象とした入学者選抜制度を有する。

「読む」「書く」「聞く」「話す」の英語の4つの技能を身に付けた入学者を選抜するため英語検定試験のスコアを評価する入学者選抜制度では、「知識・技能」「思考力・判断力」等と検定試験に取り組んだ「主体性」を評価する。

2. 大学入試センター試験利用選抜試験（前期日程・中期日程・後期日程）

大学入試センター試験利用選抜試験は、一般選抜入学者選抜とは異なる素養を持つ受験生を受け入れるための選抜試験と位置づける。大学入試センター試験で実施している教科・科目の筆記試験をもとに、入学後に各学部教育に必要な総合的学力を有する入学者を選抜するため、高等学校までの教育の到達目標とされる「知識・技能」を中心に「思考力・判断力」等を問う、大学入試センター試験の得点結果を評価する入学者選抜制度を有する。

3. AO選抜試験（課題型・資格型）

AO選抜試験では、本学での学修を強く希望する者を対象に、従来の教科・科目の筆記試験だけでは測ることができない多様な能力やさまざまな活動や経験を通じて身に付けた人間性や将来性などを調査書、出願書類、レポートや小論文等の個別学力検査、プレゼンテーション、高等学校までに取得した資格・検定、面接等により、入学後に必要な総合的学力としての「知識・技能」「思考力、判断力、表現力」に加え、「主体的に多様な人々と協働できる態度」を観点に多面的、総合的に評価する。

4. 学校推薦型選抜試験

学校推薦型選抜試験では、本学での学修を強く希望する者を対象に、進学実績や教育連携、高等学校における学習成果等に基づいて、本学が指定した高等学校の推薦に基づき、書類選考及び面接を通じて、高等学校までの学習で身に付けた基礎学力や活動履歴、学習意欲等を中心に「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に多様な人々と協働できる態度」を多面的、総合的に評価する。

5. 特別選抜試験（社会人入学者選抜、外国人留学生選抜、オリーブ入学者選抜、帰国生入学者選抜）

特別選抜試験では、実際の社会における経験や、異なる文化的背景を持つ国での学習歴、本学の教育方針への深い理解を基にして、本学での学修を希望する者を対象に、書類選考、面接、小論文等を通じて、基礎学力、活動履歴、日本語能力、学修意欲、適性等を中心に、「思考力・判断力・表現力」「主体的に多様な人々と協働できる態度」を多面的、総合的に評価する。

6. 編入学者選抜試験

編入学者選抜試験では、国内外の高等教育機関において一定期間在籍した者を対象に、書類選考、面接、小論文等を通じて、基礎学力、基礎的な専門分野の知識・技能、日本語

能力、学修意欲、適性等を中心に、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に多様な人々と協働できる態度」を多面的、総合的に評価する。

このように、学部共通の方針として、建学の精神に基づく教育方針への共感、幅広い教養及び専門性を能動的に学ぶ姿勢、他者との協働、多様性などを入学者に求めており、これは学部における全ての学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に通ずるものである。

また、入学者選抜の実施区分ごとに、学力の3つの要素（「知識・技能」「思考力、判断力、表現力」「主体的に多様な人々と協働できる態度」）を軸として、入学者に求める学力水準や能力等及びその判定方法等を示している。

これに基づき、各学科は、それぞれの特色に応じた「求める学生像」「入学者選抜において評価する点」「入学前学習として求めること」を明確に示している。

3. 大学院

大学院における学生の受け入れ方針については、各研究科において、専攻及び学位課程ごとに定めており、それぞれの専門性に応じた「求める学生像」「入学者選抜において評価する点」「入学前学習として求めること」を明確に示している。

点検・評価項目②	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
評価の視点	1 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定と入学者選抜の実施 2 入学者選抜実施のための責任所在を明確にした体制の適切な整備 3 公正な入学者選抜の実施 4 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1. 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定と入学者選抜の実施

(1) 学部

学生の受け入れ方針に基づき、多様な学生を募集し、「一般入学者選抜試験」「大学入試センター試験利用選抜試験」「AO選抜試験」「学校推薦型選抜試験」「社会人入学者選抜試験」「外国人留学生選抜試験」「オリープ入学者選抜試験」「帰国生入学者選抜試験」「編入学者選抜試験」等の多面的な入学者選抜制度を設け、以下のとおり実施している。

① 一般入学者選抜試験、大学入試センター試験利用入学者選抜試験

本学での学修を希望する者を広く募集し、各学科の方針に基づき試験科目を定め、マークセンス方式の筆記試験を実施している。「知識・技能」「思考力・判断力」を中心に評価

しており、入学後の教育に必要な総合的学力を有する入学者を選抜している。

また、「一般入学者選抜試験」では、「英語外部試験利用型」の選抜方式も設け、資格・検定試験の結果を対象に、高い英語能力を有する者を募集している。「知識・技能」「思考力・判断力」に加え、検定試験に取り組んだ「主体性」、高等学校における学習成果などを評価し、「読む」「書く」「聞く」「話す」の英語の4つの技能を身に付けた入学者を選抜している。

② AO選抜試験

本学での学修を強く希望する者を募集し、各学科の方針に基づき「課題型」「プレスクール型」「資格型」による選抜方式を設け、調査書・エントリーシート等の書類及び面接その他試験による選抜試験を実施している。入学後に必要な総合的学力としての「知識・技能」「思考力、判断力、表現力」に加え、「主体的に多様な人々と協働できる態度」を観点に多面的、総合的に評価し、従来の教科・科目の筆記試験だけでは測ることができない多様な能力、さまざまな活動や経験を通じて身に付けた人間性、将来性等を有する入学者を選抜している。

なお、「課題型」では、事前に課題を与え、試験当日にプレゼンテーション又は実験実習により評価している。「プレスクール型」では、指定の模擬授業を受講させ、講義内容に関するレポートを作成させて評価している。「資格型」では、指定の資格を取得していることを出願条件としている。

③ 学校推薦型選抜試験

本学での学修を強く希望する者を募集し、進学実績や教育連携、これまでの学習成果等に基づき、本学が指定した高等学校から推薦された者を対象に入学者選抜を実施している。書類選考及び面接を通じて、高等学校までの学習で身に付けた基礎学力や活動履歴、学習意欲等を中心に「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に多様な人々と協働できる態度」を多面的、総合的に評価している。

④ 社会人入学者選抜試験、外国人留学生選抜試験、オリーブ入学者選抜試験、帰国生入学者選抜試験

実際の社会における経験や異なる文化的背景を持つ国での学習歴、本学の教育方針への深い理解を有するものを募集し、書類選考、面接、小論文等を実施している。基礎学力、活動履歴、日本語能力、学修意欲、適性等を中心に、「思考力・判断力・表現力」「主体的に多様な人々と協働できる態度」を多面的、総合的に評価している。

⑤ 編入学者選抜試験

国内外の高等教育機関において一定期間在籍した者を募集し、書類選考、面接、小論文等を実施している。基礎学力、基礎的な専門分野の知識・技能、日本語能力、学修意欲、適性等を中心に、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に多様な人々と協働できる態度」を多面的、総合的に評価している。

学部においては、短期大学卒業見込、専門学校卒業見込、専修学校の修業年限が2年

以上の者等を対象にした編入学者選抜試験も実施している。

(2) 大学院

各研究科の学生の受け入れ方針に基づき、多様な学生を募集し、「一般入学試験」「学内推薦入学試験」「公募制推薦入学試験」「社会人入学試験」「外国人留学生入学試験」などの多面的な入学者選抜制度を設け、以下のとおり実施している。

① 一般入学試験

本学での学修を希望する者を広く募集しており、英語、専門科目（専攻科目）、論文等により専門分野に関する十分な知識・技能や論述力を、面接により研究意欲や論理的な思考力等を評価している。

② 学内推薦入学試験

本学での学修を強く希望する者を募集し、研究意欲及び学業成績、人物ともに優れ、当該学部又は専攻から推薦された者を対象に入学者選抜を実施している。研究計画書に基づく口頭試問等により、研究の背景や目的、研究目的や方法等を評価している。

③ 公募制推薦入学試験

工学研究科博士前期課程での学修を強く希望する者を募集し、学業成績及び人物ともに優れ、在学又は在学していた学校長から推薦された者を対象に入学者選抜を実施している。小論文試験により専門分野に関する十分な知識・技能や論述力を、面接（口頭試問）により専門分野に関する十分な知識・技能、研究意欲や論理的な思考力等を評価している。

④ 社会人入学試験

大学院に対する現代社会の多様なニーズに基づき募集を行っている。例えば、文学研究科社会学専攻では、本学での学修を強く希望する者を募集し、地方自治体等公共機関、学校教育法に基づく教育機関、医療法人又は社会福祉法人等に勤務し、当該機関の長により推薦された者を対象に入学者選抜を実施している。論文、専門科目、外国語等の試験により専門分野に関する十分な知識・技能や論述力を、面接により研究意欲や論理的な思考力等を評価している。

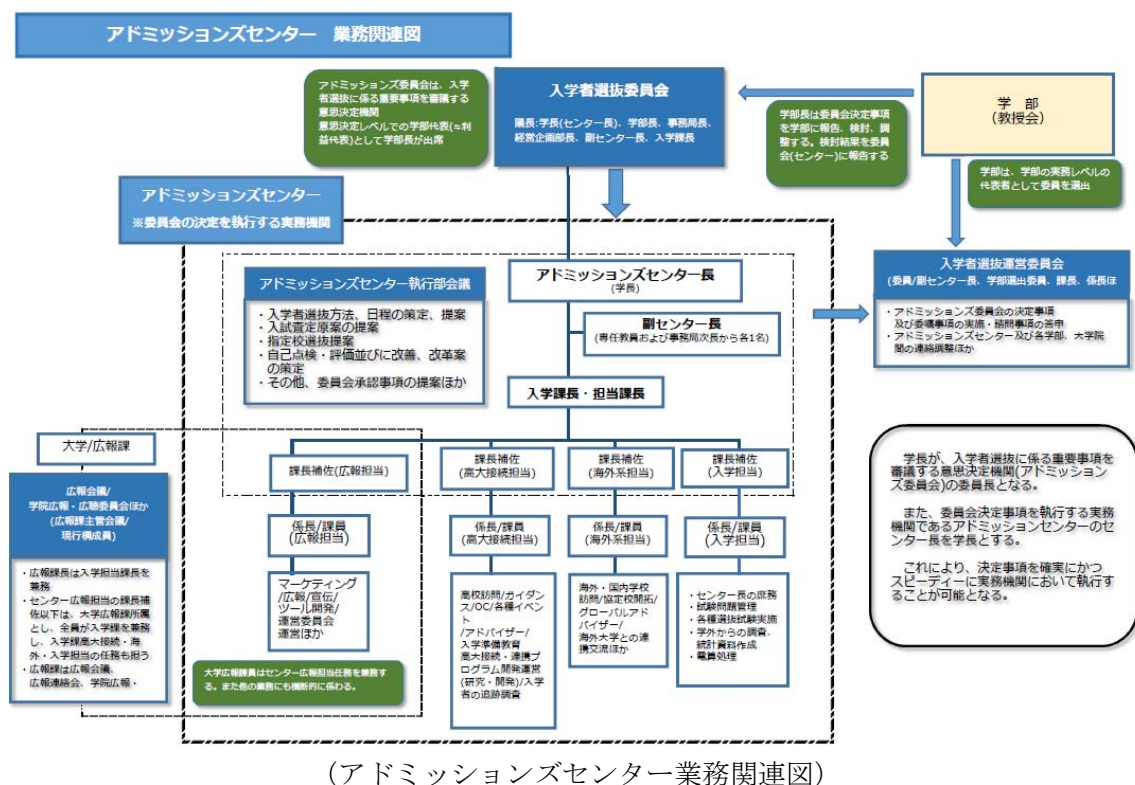
⑤ 外国人留学生入学試験

本学での学修を希望する者を募集し、国内外に居住する外国籍を持つ者や外国政府等から委託された者及び学術交流協定等により推薦された者を対象に入学者選抜を実施している。論文（英語小論文を含む）、専門科目（専攻科目）、外国語（英語・日本語）等の試験により専門分野に関する十分な知識・技能や論述力を、面接により日本語力、研究意欲や論理的な思考力等を評価している。

2. 入学者選抜実施のための責任所在を明確にした体制の適切な整備

2018 年度に、アドミッションズセンターを設置するとともに、同センターに入学者選抜

委員会及び入学者選抜運営委員会を置き、入学者選抜実施のための全学体制を体系的に整備している。



アドミッションズセンターについては、学長をセンター長とし、副センター長、入学課長等により構成し、入学者選抜方法の恒常的な改善及び入学者選抜の円滑な実施を通じて、本学での修学意欲の高い学生を確保することなどを目的に、学生募集及び入学者選抜等に関する事業を行っている。

入学者選抜委員会については、学長（センター長）を委員長とし、学部長、副センター長、事務局長、経営企画部長、入学課長等により構成し、入学者選抜の基本事項及び重要事項に関する全学的な意思決定機関として機能している。具体的には、入学者選抜委員会が、学生の受け入れ方針や同方針に基づく入学者選抜の方法（試験区分）、日程、実施体制、査定原案（試験区分ごとの合否判定）などについて審議し、その結果をもとに、学長（センター長）が意思決定を行っている。

入学者選抜運営委員会については、学長より指名された副センター長を委員長とし、各学部から選出される入試主任、入学課長等により構成し、アドミッションズセンターと学部等との連絡・調整等を行っている。入試主任は、入学者選抜委員会の承認事項について学部に報告することに加え、入学者選抜委員会の諮問事項について学部で調整を行い、その結果を入学者選抜運営委員会へ報告することを担っている。これを受け、入学者選抜運営委員会は、各入試主任（学部）の報告について協議し、その結果を委員長がアドミッションズセンター長へ報告している。

3. 公正な入学者選抜の実施

学長のもと、アドミッションズセンターが責任主体となり、公正な入学者選抜を全学的に管理・支援している。

アドミッションズセンターでは、入学者選抜試験問題作成要領（一般入学者選抜試験、A O選抜試験）や入学者選抜試験実施要領の策定、試験監督者やその他担当者の配置等を行っており、学部・研究科及び各部署と連携し、入学者選抜試験の円滑な実施を図っている。

また、A O選抜試験にルーブリック評価を導入し、評価基準を明確にして客観的な評価を行い、公正性を担保している。一方、マークシート型の学力検査を導入している入学者選抜においては、高得点順に合格者を決定し公平性を担保している。

さらに、アドミッションズセンターが一般入学者選抜試験結果の査定原案を作成したうえで、学部に提案（研究科は各研究科が査定原案を作成）し、教授会（研究科は研究科委員会）の審議を経て、学長が入学者選抜試験の可否を決定しており、全学的に公正な査定プロセスを整備している。

その他、入学者選抜試験区分ごとの出願資格や選抜方法等をホームページに公表するとともに、2015～2018 年度試験問題・解答やA O選抜試験課題等を明示し、透明性も確保している。

4. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施に関して、身体に障がいのある者の入学者選抜に関する事項を、学部・研究科の入学者選抜募集要項に以下のとおり明示している。

本学は、身体に障がいがある場合でも受験の機会が得られるよう、できる限り配慮します。ただし、障がいの状況等によっては、受験および就学が不可能な場合もありますので、必ず出願締め切りの1ヶ月前までにアドミッションズセンターへ申し出てください。また、受験の特別措置として、別室受験、補助器具の使用、試験時間の延長等を行うことがあります。希望される場合は早めにアドミッションズセンターまで申し出てください。

障がいの状況等によっては、受験及び就学が不可能な場合もあるため、事前にアドミッションズセンターへ申し出をしてもらい、大学に来てもらったうえで、出願する学部（学科）・研究科との事前相談を行い、配慮の内容について確認している。

点検・評価項目③	適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理しているか。
評価の視点	1 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ○ 学部における入学定員に対する入学者数比率 ○ 学部における編入学定員に対する編入学生数比率 ○ 学部における収容定員に対する在籍学生数比率

	○ 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率 ○ 学部における入学定員に対する入学者数比率、編入学定員に対する編入学生数比率、収容定員に対する在籍学生数比率、研究科における収容定員に対する在籍学生数比率の過剰又は未充足に関する対応
--	--

1. 大学全体

学長のもと、学部長会議（学部）及び大学院研究科委員長会議（研究科）において、アドミッションズセンターと連携し、入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理を行っている。

2. 学部

学部の入学定員に対する入学者比率については、大学全体の上限値を 1.10 としたうえで、各学部の目標値を 0.95～1.05 と設定し、アドミッションズセンターが管理している。

2018 年 5 月 1 日現在における入学定員に対する入学者数比率については、学部全体が 1.03 であり、適切な範囲内となっている。

一方で、編入定員に対する編入学生数比率については、大学全体で 0.22 と低く、全ての学科で定員未充足の状況にある。

なお、編入定員に対する編入学生数比率が低い状況に対し、2017 年度に「海外指定校制推薦編入学試験制度」「海外特別編入学試験制度」の導入を行っている。これらは、Skype 等を利用した遠隔面接を実施して、来日せずに受験できる利点があり、海外学校に在籍する日本人学生や海外の優秀な外国人学生を編入学生として受け入れることを目的としている。また、2018 年度より、海外からの編入学生の積極的な受け入れや編入学を前提とした新たな連携教育プログラムの組成、短期大学との編入学に関する協定締結等、編入学者選抜制度の見直しを図り、募集活動について強化を図っている。

収容定員に対する在籍学生数比率については、大学全体は 1.04 と適切な範囲内であるが、最も低い法学部法学科は 0.90、最も高い看護学部看護学科は 1.13 となっており、学科間に差がある状況である。

なお、法学部法学科は定員未充足の状況にあるものの、2017 年度に湘南・小田原キャンパスから横浜・金沢八景キャンパスに法学部の所在地を移転させたことにより、入学定員に対する入学者数比率が 2015 年度の 0.59 から 2018 年度の 1.01 に改善している。

3. 大学院

2018 年 5 月 1 日現在における研究科の収容定員に対する在籍学生数比率については、工学研究科博士前期課程では 1.16 となっているが、他の研究科では定員未充足の状況にある。

特に、博士前期課程では、文学研究科が 0.42、経済学研究科が 0.23、法学研究科が 0.38 と低く、博士後期課程では、経済学研究科が 0.17、法学研究科 0.00 と低い。

このような状況から、今後は大学院における定員管理を全学的に徹底していくことが求められる。

なお、2017 年度には、「大学院海外指定校制推薦入学試験制度」の導入を行っている。これは、本学が指定する海外の大学から優秀な外国人学生を大学院生として受け入れることを目的とした制度である。そこでは、入学金及び授業料の免除や博士後期課程の入学金の減額等、社会人や留学生がより学びやすい（入学しやすい）環境を整えている。これにより、工学研究科博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率については、2015 年度の 0.17 から 2018 年度には 0.77 と改善しており、他の研究科についても改善が期待される。

点検・評価項目④	学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。
評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 2 点検・評価結果に基づく改善・向上

2018 年度に、学長のもと、アドミッションズセンター（入学者選抜委員会）を設置するとともに、入学者選抜実施のための全学体制を体系的に整備し、学生の受け入れに関する P D C A の管理・支援を行っており、2019 年度入学者の志願者総数が 18,718 名（前年 14,530 名、前年比 128.8%）と増加していることから、入学者の選抜性が向上していることは評価できる。

学生の受け入れの適切性については、アドミッションズセンター及び学部・研究科において、年度ごとに自己点検・評価を実施している。その結果を、学長のもと、「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」が全学的観点から総括し、『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化している。さらに、大学自己点検・評価委員会において報告し、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）につなげるよう指示している。

さらに、アドミッションズセンターでは、学部における当該年度入学者選抜の総括として、社会的背景や政策動向、志願者・合格者・手続者の状況等について分析や、入学者選抜区分ごとの過去の入学者及び受験者等の人数や動向調査・追跡調査等を行っている。

これに加え、入学者選抜委員会において、これらの結果を報告・共有するとともに、次年度入学者選抜の制度や実施、募集人数や入学者数等を提案し、学部における学生の受け入れの改善・向上を支援している。

その他、学部・研究科に、予備校等の模擬試験結果や系統動向、他大学情報等の定期的な提供・共有も行っており、学部・研究科では、学生の受け入れに関する点検・評価及び改善・向上に活用している。

このように、学生の受け入れの改善・向上については、アドミッションズセンターを中心に、学部・研究科と連携を図り、全学的に検討を行っている。そして、本学的意思決定プロセスに基づき、教授会や研究科委員会、入学者選抜委員会の議を経たうえで、学長の意思決定に従い、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）の実行を図っている。

なお、大学自己点検・評価委員会等において、改善・向上に向けた取組み（事業計画等その他）の進捗報告・管理を行っており、確実な実行を担保している。

長所・特色

2018 年度に、学長のもと、アドミッションズセンター（入学者選抜委員会）を設置するとともに、入学者選抜実施のための全学体制を体系的に整備し、学生の受け入れに関する P D C A の管理・支援を行っており、2019 年度入学者の志願者総数が 18,718 名（前年 14,530 名、前年比 128.8%）と増加していることから、入学者の選抜性が向上していることは評価できる。

問題点

収容定員に対する在籍学生数比率について、工学研究科博士前期課程を除く研究科では定員未充足の状況にある。特に、博士前期課程では、文学研究科が 0.42、経済学研究科が 0.23、法学研究科が 0.38 と低く、博士後期課程では、経済学研究科が 0.17、法学研究科 0.00 と低いため、大学院における定員管理を全学的に徹底していくことが求められる。

第6章 教員・教員組織

現状説明

点検・評価項目①	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
評価の視点	1 求める教員像の設定・明示（各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等） 2 教員組織の編制に関する方針の適切な明示（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）

本学は、建学の精神のもと、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とする人材育成及び社会貢献を教育研究上の目的としており、教員にはキリスト教信仰への理解と協調性を持ち、学生を教授及び研究指導するとともに、研究に従事することを基本職能として求めている。これに加え、各学部・研究科等は、求める専門分野に関する能力や教育に対する姿勢等を、教員公募の応募資格等に示している。

また、各学部・研究科等は、教員組織の編制に関する考えや特色を、設置の趣旨等を記載した書類等に示している。

ただし、これらについては、求める教員像及び教員組織の編制に関する方針として明文化し、明示することが求められる。

点検・評価項目②	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
評価の視点	1 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数（設置基準上必要専任教員数の充足） 2 適切な教員組織編制のための措置 ○ 学部の必修、選択必修その他主要授業科目における専任教員の適正な配置 ○ 研究科の担当教員における資格の明確化と適正な配置 ○ 各学部・研究科の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ○ 教員の授業担当負担への適切な配慮 ○ バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 3 学士課程における教養教育の運営体制

1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数（設置基準上必要専任教員数の充足）

学部では、設置基準で必要とされる「学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数」に、「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」を各学部の収容定員の比率で按分した値

を加え、これを各学部の基準教員数として教員を配置している。

研究科では、基礎となる学部の教員を基本とし、設置基準で必要とされる「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」に基づき、各研究科に研究指導教員及び研究指導補助教員を配置している。

ただし、2018 年度現在、文学研究科英語英米文学専攻博士後期課程においては、研究指導教員数が1名不足している状況にあるため、早急な対応が求められる。

大学全体では、学部・研究科に加え、必要に応じて、総合研究推進機構（附置研究所）及び附属機関（センター等）に教員を配置している。2018 年度現在、総合研究推進機構に9名、高等教育研究・開発センターに3名の教員を配置している。

2. 適切な教員組織編制のための措置

（1）学部の必修、選択必修その他主要授業科目における専任教員の適正な配置

主要授業科目の担当状況について、必修の専門科目は、学部によって差があるものの、概ね過半数を専任教員が担当している。必修の共通科目は、専任教員の担当率が低い学部もあるが、キリスト教科目やキャリア教育科目、初年次教育科目の主要授業科目を専任教員が担当している。

授業科目担当教員は、各学部の教務委員会及び教授会において審議し、授業科目との適合性を判断したうえで決定しており、その適切性を担保している。

（2）研究科の担当教員における資格の明確化と適正な配置

研究科の担当教員について、設置基準で必要とされる研究指導教員を「指導教授」、研究指導補助教員を「指導教員」とし、論文指導に関する科目の担当者として資格を明確にしている。

授業科目担当教員は、各研究科の研究科委員会において審議し、授業科目との適合性を判断したうえで決定しており、その適切性を担保している。

（3）各学部・研究科の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）

学部・研究科ごとに、その目的に即して、外国人教員の配置や女性教員の比率等を考慮し、教員組織を編制している。

（4）教員の授業担当負担への適切な配慮

専任教員の授業担当時間について、「就業規則教員特則」に「教員の授業は、1週4コマ（8時間）以上とし、2日以上にわたって担当するものとする」と定め、授業担当負担を定めている。

ただし、実状に合わせた授業担当時間を定め、「就業規則教員特則」を超える授業担当時間を教員が負担している学部もあり、教員や学部間で授業担当時間には差がある。

一方で、学部によっては、役職者等の授業担当科目の負担軽減等の配慮を行っている場合もある。

（５）バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

全学的に、原則として 55 歳以上の採用を行わないことを方針としている。

３．学士課程における教養教育の運営体制

学士課程における教養教育（共通科目）は、大学宗教教育センター及び高等教育研究・開発センターと各学部が連携し、その運営体制を整備している。

大学宗教教育センターについては、学部等に所属するチャプレン（キリスト教教育と活動に関わる宗教主事等）を配置し、各学部と連携して全学共通科目のキリスト教を運営している。

高等教育研究・開発センターについては、専門の教員を配置し、全学共通の自校史教育やキャリア教育、地域志向科目の企画から各学部との調整、授業の運営までを担っている。

各学部については、共通科目担当教員を配置するとともに、専門科目担当教員が他学部の共通科目を担当する場合もあり、学士課程における教養教育の運営を図っている。

また、2018 年度に「関東学院大学共通科目教育検討委員会」を組織し、2022 年度の横浜・関内キャンパスの開設（予定）に向けて、本学の教養教育全体の見直しを図っているところである。

点検・評価項目③	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
評価の視点	1 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 2 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の職位に関しては、「関東学院職制」において、教授、准教授、講師、助教を置くことを定め、その基本職能も示している。

また、「関東学院職制」において、教員の人事は、理事会の議を経て理事長が行うが、大学では、あらかじめ各学部の教授会等の議を経るものとし、「関東学院人事委員会規程」「関東学院人事小委員会内規」において、理事会に人事委員会を設置し、教員の人事に関する事項を審議することなどを定めている。

これに基づき、「関東学院大学教員採用人事規程」「関東学院大学教員選考基準」「関東学院大学教員選考基準細則」「関東学院大学任期制教員の任用に関する規程」「関東学院大学教員のテニユア・トラック制に関する規程」「関東学院大学大学の機関等に所属する教員の人事委員会規程」を定めるとともに、これに沿って、各学部等の人事に関する規程や選考基準等を整備し、以下のプロセスにより、教員の職位ごとの募集、採用、昇格等を実施している。

（学部等教員の募集、採用）

- 1 学部において、教員の採用を必要とする場合は、当該学部人事委員会を設置し、当該学部長が所定の手続により、学長を経由して理事会に申請する。
- 2 学長の申請を受け、理事会のもとに人事委員会及び大学教員人事小委員会を設置し、採用方法について審議する。

- 3 人事委員会により承認された採用方法に基づき、当該学部において教員の募集を行う。
なお、人事委員会が特定した場合を除き、原則として公募となり、ホームページ等を通じて教員の募集を行う。
- 4 教員採用の応募を受け、当該学部人事委員会のもとに業績審査委員会を設置し、採用候補者の審査を行い、当該学部人事委員会及び教授会の議を経て、その結果（採用候補者）を学長に報告する。
- 5 学長より提案された学部の採用候補者について、大学教員人事小委員会において審査し、人事委員会の審議を経て、理事会がこれを決定する。

（学部等教員の昇格）

- 1 学部において、教員の申請等を受け、当該学部人事委員会を設置する。
- 2 当該学部人事委員会のもとに業績審査委員会を設置し、昇格候補者の審査を行い、当該学部人事委員会及び教授会の議を経て、その結果（昇格候補者）を学長に報告する。
- 3 学長による学部の昇格候補者の提案を受け、理事会のもとに人事委員会を設置する。
- 4 人事委員会のもとに大学教員人事小委員会を設置してこれを審査し、人事委員会の審議を経て、理事会がこれを決定する。

なお、研究科においては、基礎となる学部で教員採用を行っており、当該研究科教員選考に関する規程や基準等に基づき、以下のプロセスで「指導教授」（研究指導教員）の任用等を行っている。

（研究科教員の選考、任用）

- 1 研究科において、教員の申請等を受け、当該研究科人事委員会を設置する。
- 2 当該研究科人事委員会のもとに業績審査委員会を設置し、当該研究科教員候補者の審査を行い、当該研究科人事委員会及び研究科委員会、大学院研究科委員長会議の議を経て、その結果（選考候補者）を学長に報告する。
- 3 学長による研究科の教員候補者の提案を受け、理事会のもとに人事委員会を設置する。
- 4 人事委員会のもとに大学教員人事小委員会を設置してこれを審査し、人事委員会の審議を経て、理事会がこれを決定する。

点検・評価項目④	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的且つ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
評価の視点	1 FD活動の組織的な実施 2 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

1. 大学全体

(1) 教育改善に関する取組み

全学的な教育支援体制に関する諸施策の企画をするとともに、組織的・継続的に教育内容及び教育技法の改善を支援することによって、本学の教育の充実と発展に寄与することを目的に、高等教育研究・開発センターを設置している。

高等教育研究・開発センターは、FDに関する大学全体の取組みを企画・運営するとともに、学部・研究科の取組みを支援し、全学的なFDの推進を担っており、以下のような活動を実施している。

① FDの定義

全学的な教育の質の向上を推進するために、「関東学院大学版FDの定義」を策定している。

② 公開授業及び「授業改善アンケート」

全学部（教員）を対象に、各学期に公開授業期間を設けている。

同様に、学生による「授業改善アンケート」も実施しており、その結果を教員に示すのみならず、教学マネジメント委員会でも報告することとし、組織的に授業改善へとつなげている。授業での優れた取組みや工夫については、『授業実践事例集』として取りまとめて冊子を作成している。

③ 教育実践力向上セミナー

毎年全教職員対象に「教育実践力向上セミナー」を開催している。同セミナーは新任教職員研修会も兼ねている。

④ 全学教員研修会

毎年全教職員対象に「全学教員研修会」を開催し、同研修会内にて「全学FD・SDフォーラム」を開催している。2018年度は、学部を中心とした学内のFD活動や『授業実践事例集』の紹介を行っている。

⑤ FD活動の連携に関する包括協定

神奈川大学・横浜国立大学・横浜市立大学と「FD活動の連携に関する包括協定」を締結し、合同で「ヨコハマFDフォーラム」を開催するなど、各大学のリソースを活用し合い、相互の教育研究の質向上及び学びの質保証に向けて積極的な連携を行っている。

⑥ 学部・研究科におけるFD活動の支援

各学部・研究科の要望に応じて、FDに関する情報の提供や当該学部・研究科の研修会講師を担うなどの支援を行っている。

(2) 研究活動の活性化その他取組み

研究の全学的推進及び総合的向上に加え、研究を通じて本学の社会的使命を達成するこ

とを目的に、総合研究推進機構を設置している。

総合研究推進機構は、大学附置の研究所及び学部附置の研究所並びにプロジェクト研究所を統括するとともに、研究倫理教育及びコンプライアンス教育等の実施や公的研究費の制度・執行に関する学内説明会の開催等に取り組み、全学的な研究活動の活性化を図っている。

その他、教員の資質向上を図るため、専任教員の教育研究業績をホームページで公開している。そのために、Web 教員業績システムを整備し、教育研究等の活動や業績等のデータベースへの入力を定期的に求めている。また、「教員の教育研究等活動に関する自己点検・評価」を年度ごとに実施しており、その結果を学部長が閲覧することができるようにしている。これにより、教員個々はもとより、組織的な資質向上へとつなげている。

2. 学部

各学部のFD委員会が中心となり、FD活動を行っている。例えば、FDに関する研究会、講習会、研修会等を企画・実施し、教育の質向上につなげている。

3. 研究科

各研究科のFD委員会が中心となり、FD活動を行っている。また、各研究科において、「教育・研究指導改善アンケート」を実施している。ただし、固有のFD活動が十分ではない研究科があるため、適切にこれを実施することが求められる。

点検・評価項目⑤	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。
評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 2 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、各学部・研究科等において、年度ごとに自己点検・評価を実施している。その結果を、学長のもと、「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」が全学的観点から総括し、『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化している。さらに、大学自己点検・評価委員会において報告し、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）につなげるよう指示している。

教員組織の改善・向上については、教育研究組織や教育課程・学習成果等を含め、自己点検・評価の結果等を総合的に鑑みたくえて、教員組織の編制、教員の人事、FD活動等やそのあり方を検討している。そして、本学的意思決定プロセスに基づき、各会議体の議を経たくえて、理事会や学長の意思決定に従い、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）の実行を図っている。

なお、2018 年度現在、文学研究科英語英米文学専攻博士後期課程の研究指導教員数が1名不足しており、早急な対応が求められる。これに対し、大学自己点検・評価委員会において、当該状況及び経緯、今後の対応を共有し、学長より確実な対応（改善）を指示している。

これを受け、文学研究科英語英米文学専攻博士後期課程において、2019 年度中に研究指導教員を1名任用して当該設置基準を満たすとともに、2020 年度中にも研究指導教員を2名任用する予定であり、計画的に改善・向上を図っていくこととしている。

長所・特色

なし。

問題点

第1に、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針について、明文化して示すことが求められる。

第2に、文学研究科英語英米文学専攻博士後期課程において、設置基準で必要とされる研究指導教員（教授）が1名不足しているため、早急な対応が求められる。

第3に、固有のFD活動が十分ではない研究科があるため、適切にこれを実施することが求められる。

第7章 学生支援

現状説明

点検・評価項目①	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
評価の視点	1 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、創立 150 年（2034 年）に向けた方向性を示した「関東学院グランドデザイン」において、「キャリア支援教育の強化」「学生の生活指導・支援の改善」に関する行動指針を示している。

また、「関東学院グランドデザイン」のもと、創立 140 年（2024 年）に向けた中長期的な将来構想である「未来ビジョン」において、「学生の大学活動への積極的参画の促進による成長支援」を基本戦略として示している。

さらに、「未来ビジョン」を踏まえ、学生支援に関する大学としての基本方針（学長方針）を以下のとおり示している。

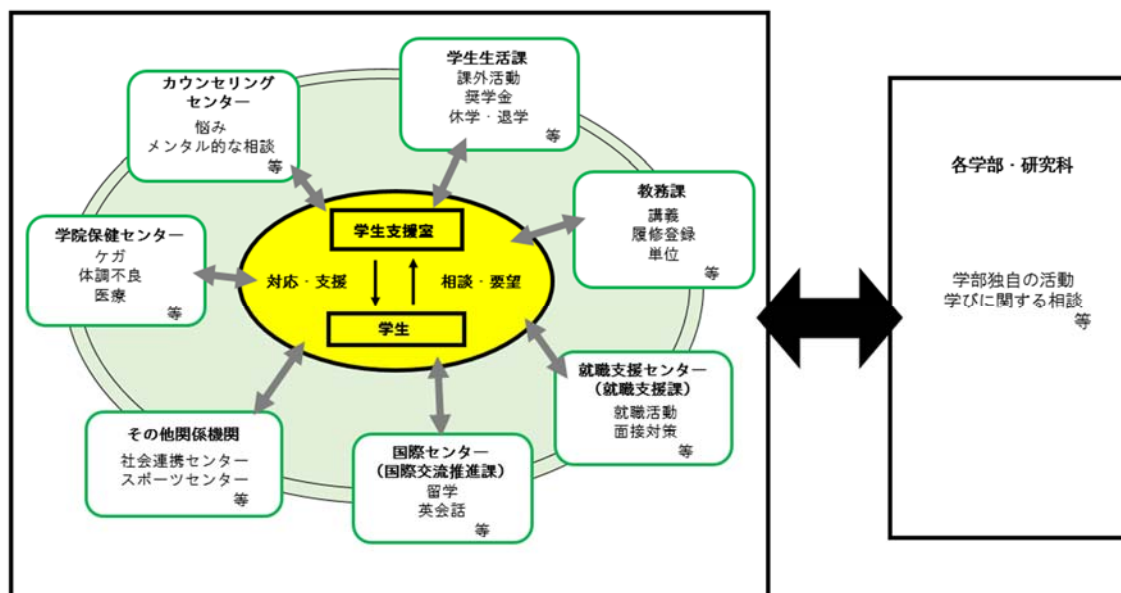
学修、学生生活、進路選択におけるサポートとサービスの充実、経済的困窮者に対する奨学金や各種支援制度などを通して学生支援を強化し、学生満足度の向上と休・退学の抑制に繋がります。また、学内行事の企画、教職員の対応力のさらなる向上、施設面を含めた学内環境の整備などを通して、学生が長く滞在したいと感じるキャンパスの構築を目指します。

これらについては、ホームページへの公表や教職員向けのグループウェアへの掲載などを通じて周知を図っている。

点検・評価項目②	学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
評価の視点	1 方針に基づく学生支援体制の適切な整備 2 学生の修学に関する適切な支援の実施 3 学生の生活に関する適切な支援の実施 4 学生の進路に関する適切な支援の実施 5 学生の正課外活動（部活動やボランティア等）を充実させるための支援の実施

本学では、学生生活課内に学生の総合相談・案内窓口として学生支援室を設置し、各キャンパスに配置している。また、学生支援に関する方針に基づき、学生支援室を中心に、学生

生活課、教務課、就職支援センター、国際センター、カウンセリングセンター、学院保健センター等と連携体制を構築し、学部・研究科と協働で、多様な学生に対する多面的な支援を行っている。



(学生支援体制イメージ図)

1. 修学支援

(1) 学生の能力に応じた補習・補充教育、学生の自主的・積極的な学習の促進・支援

学生の能力に応じた補習・補充教育、学生の自主的・積極的な学習の促進・支援に関しては、学生支援室及び学部等が連携して行っている。

学生支援室では、学部学生が基礎科目の復習や苦手科目の克服ができるよう補習教育を行うために、各キャンパスに学習支援塾を開講している。具体的には、各学部の専門分野に応じ、英語、数学、物理、生物、化学、情報の科目について、高等学校教員経験者や大学院学生等のチューターによる個別指導を行っている。また、チューターと学部教員等にて、受講学生の授業理解度や学習状況等に関する意見交換会を実施し、学部等との情報共有・連携体制を図っている。

学部では、資格取得を目指す学生を支援するための補習・補充教育を行っている。例えば、栄養学部での管理栄養士国家試験、看護学部での看護師国家試験の対策講座や模擬試験等の実施や個別指導を行っている。

さらに、eラーニングシステムを活用した学生の修学支援も行っている。例えば、経済学部及び経営学部では、学生の語学能力の向上を支援するために、Web 英語学習システムを導入している。また、経営学部では、学生の簿記等の学習を支援するために、「会計人材育成プログラム」の課外講座を Web で開講しており、2019 年度より入学前準備教育での開講も予定している。

なお、入学前準備教育については、各学部において実施している。具体的には、主に 12 月までの入学決定者に対し、事前に課題を与え、提出を求めている。また、進捗状況を確認

し、学習成果とともに関連部署と情報を共有しており、基礎学力の不足している学生の早期発見など入学後の修学支援に活かしている。

その他、社会連携センターにおいて、学生の産官学連携事業への参加等の社会連携教育に関する支援を実施している。例えば、課題解決型研究プログラムとして、企業の実践的な課題に対し、ビジネスアイデアの提案を目指すコンペティションを行う「神奈川産学チャレンジプログラム」への学生参加を支援しており、2018年度は4学部から16チーム69名の学生が参加している。

（２）成績不振者、留年者、休学者、退学希望者の状況把握と対応

成績不振者、留年者、休学者、退学希望者の状況把握と対応に関しては、「退学者減少のための取組み」を大学の重点事業としている。全学及び各学部（学科又はコース）の目標値（退学率）を設定するとともに、毎月の退学者数（退学率）及び方策について、学部長会議で定期的に報告しており、学生生活課を中心に教務課、カウンセリングセンター、学部等と連携して取り組んでいる。また、ＩＲ室において、学生の成績や出席情報等を用いた状況把握や分析を行っており、退学者予測等について学部長会議で報告するなど情報提供を行っている。

学生生活課では、休学者・退学者の状況把握や分析結果に基づき、学生から休学・退学の相談を受けた際に、理由及び状況を的確に判断するよう努め、窓口での相談体制を充実させるとともに、学部や関連部署と連携し、適切な対応を図っている。成績不振及び進路変更を理由に休学・退学を希望する学生に対しては、休学・退学願を受理する前に、当該学生の所属学部教員と面談する機会を設けている。

教務課では、学生の単位修得状況や欠席状況等を各学部へ報告し、当該学生への早期対応支援につなげている。

カウンセリングセンターでは、休学中の学生について、必要に応じてカウンセリングを継続し、復学に向けた支援を行っている。また、留年及び欠席過多の学生についても、学部や関連部署と連携し、相談対応を行っている。

各学部では、学期開始時に、修得単位数が少ない学生や留年等の学生に対し、関連部署と連携して「成績不振者面談」を実施している。また、学部長等は、出席確認システムの情報参照権限を有しており、各学部においても、常に学生の出席状況を確認し、必要に応じて面談等の修学支援を行うことができる。

（３）奨学金その他の経済的支援の整備

留年や休学・退学の要因のひとつである経済的理由に対応するため、学生生活課に奨学金担当窓口を設置しており、日本学生支援機構奨学金や学内奨学金等のさまざまな経済的支援を行っている。

学内奨学金は、入学試験成績上位者や学業成績優秀者、家計の急変等により学業継続に支障を生じた者を対象とする制度に加え、兄弟姉妹が本学に在学している者や学部長が推薦するキリスト教に理解のある者を対象とする本学特有の制度も整備している。

また、寄付者の申し出内容の条件にあった者に奨学金を給付する「関東学院大学冠奨学金制度」を設けている。例えば、直近では2017年度に、企業からの寄付を募り奨学資金とし、

学生の地元優良企業への関心を高めることを目的とした「横浜型地域貢献企業型」の冠奨学金を新設している。

さらに、学部・研究科の奨学金制度や留学に伴う奨学金制度の整備のほか、企業と提携して学費教育ローンの紹介も行っている。なお、2017 年度には、学費教育ローンについて、新たに 1 社と提携を行ったことに加え、既存の 2 社の年利を引き下げるなど、その拡充も図っている。

その他、外部の語学検定試験で一定の成績を修めた者に対し、語学学習教材の購入についての経済的支援制度も設けている。また、職業を有しているなどの事情のある者に対し、研究科においては、標準修業年限を超えて一定期間計画的な履修を認める「長期履修学生制度」を設けており、職業と学業の両立を支援している。

2019 年度には「高等教育の修学支援新制度」を文部科学省に申請する予定であり、経済的支援のさらなる拡充に努めている。

（４）障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援に関しては、教務課が中心となり、カウンセリングセンターや学院保健センター、学生支援室、学部等が連携して行っている。

教務課では、当該学生等から配慮の申し出があった場合に、当該学生の所属学部長を通じて履修科目担当教員へ配慮を依頼するとともに、当該学生の状況について学部教授会等で確認し、関係教職員で共有している。定期試験等に関しては、当該学生の要望を確認したうえで、履修科目担当教員と連携し、試験問題用紙の拡大や別室受験、試験時間延長等の適切な配慮により実施している。

また、教務課職員や学部教員、カウンセラー等が必要に応じて当該学生の面談を継続し、修学状況を随時確認することにより、支援内容の変更や追加が必要となった場合にも迅速に対応できる体制を整えることで、合理的配慮の実施を図っている。

さらに、カウンセリングセンター及び学院保健センターでは、入学直後の早期から適切な支援を行うために、入学手続書類に相談窓口を掲載するとともに、障がいの有無や配慮希望等の項目を追加した健康調査票を同封している。

学生支援室では、聴覚に障がいのある学生が、健常学生と一緒に同じ環境で授業を受講できるように支援するために、「ノートテイク制度」を設けている。ノートテイク（有償ボランティア）の募集・育成のために、年間を通してノートテイクに関する説明会・勉強会を開催し、知識とスキルの向上を図っている。2018 年度には、各キャンパス合計 29 回の説明会・勉強会を開催し、延べ 211 名の学生が参加している。

（５）学生の海外留学に関する修学支援

学生の海外留学に関しては、国際センターにおいて、留学説明会・相談会の開催に加え、語学力向上を目指した TOFEL-ITP の対策講座や試験、無料の英会話講座の実施等、さまざまな修学支援を行っている。

また、海外の大学と留学及び海外研修のプログラムを設け、学生の海外留学の促進を図っている。

（６）留学生に対する修学支援

留学生に対しては、国際センターにおいて、オリエンテーションを年２回実施し、成績評価や授業内容等に関する質問に対応するなど、教務課と連携して修学支援を行っている。また、留学生の休学者・退学者及び留年者を把握するとともに、学部との連携により教育指導を行っている。さらに、留学生バディ制度により交換留学生に対し、日本人学生及び外国人留学生を配して修学上のアドバイスをを行っている。

その他、留学生の日本語能力向上の支援として、正課外の日本語教育プログラムも実施している。

２．生活支援

（１）学生の相談に応じる体制の整備

学生支援室を中心に、全学的な連携を図るとともに、教職員・学生の協働による学生相談体制を整備している。

学生支援室では、学生向けに個別相談強化期間の設定、保証人向けに個別相談を受け付けている案内を送付するほか、よりきめ細やかな相談体制として、「教職員メンター制度」を整備している。同制度は、教職員本人からの申請により登録（2018年度は110名）されている教職員（メンター）が、同制度の利用を希望する学生（メンティ）との定期的なメンタリング（個別相談対応）を行うものであり、学生の不安解消はもとより、教職員との定期的な面談を通して学生の自立・成長を支援することを目的としている。学生支援室に配置している臨床心理士の資格を有する専門の相談員が、メンタリングにおける教職員と学生とのマッチング、事前・中間・事後面談を実施しており、その適切性を担保するとともに、メンタリング活動記録システムを導入し、教職員メンター、学生支援室及びカウンセリングセンターで情報を共有している。また、教職員メンター講習会や経験交流会を開催し、同制度に関する教職員の知識とスキルの向上を図っている。2018年度の利用学生（メンティ）数は延べ25名、メンタリング回数は157回である。なお、アンケートより「大学生活の目標を探し始めることが出来た」「自分の考えを大人の目を通して客観的に見ることが出来た」などの学生から肯定的な意見が得られており、教職員メンター活動の成果は出ていると評価できる。

また、「学生メンター制度」を整備し、上級年次の学生メンター（ボランティア）による、下級年次や困っている学生への履修相談等のサポートに加え、学内外のボランティア活動への参加や一般学生を対象としたイベントの企画・立案・運営を行っている。同制度を通じ、学生相互の協力体制・コミュニティの活性化を図るとともに、学生メンターを対象としたスキルアップ講習会やイベント実施後の振り返りミーティング、学生支援室の相談員による年度末の振り返り面談等を実施しており、学生メンター一人ひとりの成長も支援していることは評価できる。なお、2018年度は121名が登録し、45件の活動を行っている。

各学部においても、アドバイザーグループやゼミナール担当教員等による担任体制を整備し、同教員を窓口に、学生のさまざまな相談に応じている。

（２）学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮に関しては、学生生活課及びカウンセリン

グセンター、学院保健センター等が連携して支援を行っている。

学生生活課では、学生への健康に関する啓発活動として、禁煙・分煙啓発活動、食育活動、適正飲酒啓発活動、薬物乱用防止活動を行っている。

カウンセリングセンターでは、臨床心理士の資格を有する専任カウンセラーと精神保健福祉士資格等を有するインテークワーカーを配置しており、精神障がいや発達障がい等のメンタルヘルスに関する悩みや不調を抱える学生を早期発見し、卒業まで継続的支援を行うことに努めるとともに、必要に応じて、学部や関係部署、学生の保護者、カウンセリングセンター医師（精神科医）と連携している。なお、保護者を対象とした利用案内を作成して保証人宛に年1回郵送し、保護者からの相談も受け付けていることを周知している。また、各キャンパスのカウンセリングセンター内に、人ごみやコミュニケーションの苦手な学生がひとりでも利用しやすい居場所として「ほっとスペース」を整備している。さらに、新入生を対象としたグループワークの開催や基礎ゼミナール等への訪問を通じて、障がいのある学生やコミュニケーションを苦手とする学生の早期発見対応に努めている。これに加えて、新学期のオリエンテーション期間中に新入生全員を対象にUPI（University Personality Inventory）の短縮版を実施し、高ストレスと判断された学生に対して個別に連絡を取り、カウンセリングセンターへの来室を促している。

学院保健センターでは、保健衛生及び安全への配慮として、健康診断をはじめ、怪我や急病の応急処置に加え、健康相談等を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行うなど学生の健康管理を行っている。

なお、カウンセリングセンター及び学院保健センターは各キャンパスに設置しており、学生支援室とともに、サポートが必要な学生が共通して利用しているケースが多いため、連絡会を実施して情報共有を行っている。

（３）ハラスメント防止のための体制の整備

全ての学生・教職員が個人として尊重され、ハラスメントのない環境において学び、研究し、働く権利を保障するため、「ハラスメント防止ガイドライン」「ハラスメント防止規程」を定め、ハラスメントの定義、学長の責務、ハラスメントが発生した場合の対応方法等を明確にしている。

「ハラスメント防止委員会規程」「ハラスメント調停委員会規程」「ハラスメント調査委員会規程」を整備し、ハラスメントの申立てがあった場合には、教職員及び外部有識者の弁護士を構成員とするハラスメント防止委員会が、その問題の解決に当たっている。

ハラスメントの被害にあったときには、学生生活課や学院保健センター事務室等のハラスメント相談員紹介窓口を介して、各キャンパスに配置されたハラスメント相談員（本学教職員）へ相談することができる。相談員は、「ハラスメント相談員対応マニュアル」にしたがい、相談者の気持ちを受け止める対応を行い、相談者が申立てるかどうかを確認している。

ガイドライン及び各種規程をホームページに公表している。これに加え、新入生にはガイドラインの内容を要約した「ハラスメントの防止について」を、新任教職員にはガイドライン及び各種規程を纏めた「ハラスメント防止ガイドブック」を配付し、周知徹底を図っている。

なお、大学学生生活委員会では、学生支援室での相談事例を報告し、各学部へ丁寧な対応

を促すことで、予防的措置を図っている。

また、カウンセリングセンターでは、教職員対象のキャンパスハラスメント防止のための研修会を2018年は計7回開催しているほか、アルコールハラスメント及びキャンパスハラスメントを防止するための啓発ポスターの掲示も行っている。

（４）学生の居住に関する生活支援

遠方から入学する学生の居住に関する生活支援については、本学学生のみが生活できる学生寮を設置しており、寮長を常駐させて食事や安全等の生活面を管理し、学生が学業や課外活動に集中して生活できるよう支援している。

また、学生支援室において、大学周辺の不動産会社から協力を得て、アパート等の物件紹介を行うとともに、入学後のひとり暮らしの不安やトラブルを解消するための相談に応じている。

（５）留学生に対する生活支援

留学生に対しては、国際センターにおいて、在留資格の期限が近い留学生への対応、住居に関する相談等、留学生活において不安を抱える留学生の相談に応じている。また、学部との連携により、留学生の入学者に対し、日本人学生及び外国人留学生を配して学生生活上のアドバイスをを行っている。

留学生の居住に関しては、学内外でホストファミリーの募集を行っていることに加え、留学生と日本人学生が共同で生活する国際混住寮を2021年度に開設し、多文化・多言語、多様な価値観を学び生活することで、相互理解やグローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力や協調性を身に付ける場を提供する予定である。

3. 進路支援

キャリア支援については、就職支援センターが中心となり行っている。就職支援センターを各キャンパスに設置し、同センター職員とキャリアカウンセラー等の資格を持つ就職相談員が、学生の進路に関する全般的な相談から、就職を希望する企業に提出する応募書類の添削や面接指導等個々に応じた具体的な支援を行っている。

また、大学就職支援委員会の学部選出委員との連携により、各学部教員との情報共有を行っている。さらに、学部教員経由でゼミナールや卒業研究の学生に対して就職に関するアンケートを実施するなど、各学部教員との協働で就職支援を行っている。

なお、学生の4年間を通して、どのような流れにより支援を行っていくのかについて、以下のとおりキャリアフローチャートとして示している。



(キャリアフローチャート)

このように、キャリア教育（正課）及び就職支援プログラム（正課外）により、体系的・段階的に支援を行っている。

キャリア教育については、全学共通のキャリア教育科目を開講している。具体的には、1年次より「KGUキャリアデザイン入門」「KGUキャリアデザイン基礎I」「KGUキャリアデザイン基礎II」「KGUキャリアデザイン応用I」を開講している。また、3年次には、「KGUインターンシップI（事前指導）」「KGUインターンシップII（実習）」を開講している。なお、これらの科目は、就職指導の変化に対応するため、逐次内容の変更を行っており、インターンシップ関連の科目は、就職支援センターが企画している。

就職支援プログラムについては、就職支援センターにおいて、進路選択に関わる支援やガイダンスなどを通年で実施している。具体的には、3年次の学部学生及び1年次の大学院学生を対象とした就職ガイダンス、就活フェア、学内合同企業説明会、資格講座等を行っている。また、就職活動が本格化する秋以降には、就活フェア、履歴書ワークショップ、筆記試験対策講座、模擬グループディスカッション講座、模擬集団面接講座を実施し、学生自身が力を発揮できるようさまざまなガイダンスを実施している。1月以降は、秋季の復習やブラッシュアップのため、就活直前ガイダンス、就活直前フェア、履歴書・エントリーシート作成講座、SPI（Synthetic Personality Inventory）検査対策講座、業界研究セミナー、個人面接対策講座を実施している。2018年度は、学内合同企業説明会を開催し、7日間で652社の企業、延べ2,971名の学生が参加している。

これに加え、2019年3月卒業予定者（4年次の学部学生及び2年次の大学院学生）に対する支援として、求人紹介フェア、学内合同企業説明会、学内面接会等集中支援事業を実施している。

一方、各学部においても、ゼミナール教員や就職担当委員を通じて学生のキャリアを支援している。例えば、法学部では、学部特有のインターンシップ制度を2018年度より開始し、地方公共団体を中心に学生を派遣している。さらに、法学部就職支援委員会と法職講座委員会を設け、資格取得や公務員志望学生のための法職講座、公務員対策講座を開講している。建築・環境学部では、学部のメーリングリストを組織し、学科に届いた各種求人情報を学生へ配信している。

また、学部の所属学生に対し、就職希望者の多い業界セミナーの開催、資格取得に向けた試験対策の実施、各学部特有のキャリア教育科目の開講や就職ガイダンスの実施を行っているほか、卒業生組織による相談会の開催が行われている。

その他、教職支援センターにおいては、教職課程と教員養成課程を履修している学生を支援するために、教員採用試験対策講座等の補習・補充教育を実施している。

4. 正課外活動支援

正課外活動の支援に関しては、スポーツセンターにおいて、強化指定の体育系課外活動クラブの統括・管理を行っており、マネジメント強化、学生アスリートの学習・キャリア支援、各種スポーツの強化及び活動の向上等に取り組んでいる。具体的な取組みとして、特別強化指定の体育系課外活動クラブの会計の透明性を図ることを目的に、学院の銀行口座を開設し、それまで各クラブが直接徴収していた部費・寮費等の徴収を大学で管理するよう運用を改めている。

また、アドミッションズセンターにおいて、オープンキャンパス等学生募集活動に関するイベント時の学生ボランティアを募集しており、イベント開催に向けた事前準備や各イベントブースの運営について、学生が中心となって行う機会を創出している。

さらに、学生支援室を中心に、元気な大学づくりの一環として、多くの学生にさまざまな体験の機会やキャンパスに滞在するきっかけを提供するために「関東学院大学ワクワク計画」を実施し、食育セミナーや交流イベント等を行っている。

その他、大学近隣の地域を対象にボランティア活動を行っている。具体的には、近隣地域（横浜市金沢区、横須賀市追浜地区等）の自治体から、イベントの運営補助、誘導、警備等

のボランティア要請があり、学生生活課が課外活動クラブの所属学生や学生寮の居住学生等に呼びかけて積極的に参加している。

点検・評価項目③	学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。
評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 2 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、学生生活課（大学学生生活委員会）、教務課（教務主任会議）、就職支援センター（大学就職支援委員会）、国際センター（国際交流委員会）、カウンセリングセンター（カウンセリングセンター運営委員会）、スポーツセンター（スポーツセンター運営委員会）等の部署・センター（会議体）が中心となり、年度ごとに自己点検・評価を実施している。その結果を、学長のもと、「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」が全学的観点から総括し、『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化している。さらに、大学自己点検・評価委員会において報告し、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）につなげるよう指示している。

これを受け、関連部署・センターは、学部・研究科と連携を図り、学生の修学・生活・進路選択等の支援に関する検討を行っている。そして、本学的意思決定プロセスに基づき、各会議体の議を経たうえで、学長意思決定に従い、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）の実行を図っている。

具体的には、大学学生生活委員会、教務主任会議、大学就職支援委員会、国際交流委員会、カウンセリングセンター運営委員会、スポーツセンター運営委員会等において、学生支援の改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）を審議し、学長に報告している。学長は、必要に応じて学部長会議の意見を求め（報告事項又は審議事項とし）、これを決定している。

なお、大学自己点検・評価委員会等において、学生支援の改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）の進捗報告・管理を行っており、確実な実行を担保している。

これに加え、「学生満足度調査」として、学部学生の入学・在学・卒業時にアンケートを実施している。また、IR室が集計・分析し、その結果を学生（学生支援ポータル）及び教職員（グループウェア）に公表するとともに、学長及び学部長等（学部長会議等）に報告し、学生支援に関する改善・向上の基礎データとして活用している。

長所・特色

教職員メンターによる定期的な個別相談対応により、学生の不安解消や自立・成長を支援することを目的とした「教職員メンター制度」に加え、学生メンター（ボランティア）による履修相談やイベント企画を通して、学生相互の協力体制やコミュニティの活性化を図ることを目的とした「学生メンター制度」を整備しており、教職員・学生の協働による学生相談体制として評価できる。

問題点

なし。

第8章 教育研究等環境

現状説明

点検・評価項目①	学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
評価の視点	1 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、創立 150 年（2034 年）に向けて方向性を示した「関東学院グランドデザイン」において、「施設設備の整備活用」「環境管理」「安全管理」に関する行動指針を示している。

また、「関東学院グランドデザイン」のもと、創立 140 年（2024 年）に向けた中長期的な将来構想である「未来ビジョン」において、「未来の教育・研究活動を支える環境の整備」（ビジョンⅣ<かたち>）を掲げ、「多様な人々が集い、交わる多文化共生・滞在型キャンパスの創出」などを基本戦略として示している。

さらに、「未来ビジョン」を踏まえ、大学としての教育研究等環境に関する基本方針（学長方針）を以下のとおり示している。

施設面を含めた学内環境の整備などを通して、学生が長く滞在したいと感じるキャンパスの構築を目指します。

これらについては、ホームページへの公表や教職員向けのグループウェアへの掲載などを通じて周知を図っている。

点検・評価項目②	教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、且つ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しているか。
評価の視点	1 下記、施設、設備等の整備及び管理 ○ 学生の学習及び教員の教育研究活動への考慮 ○ 施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ○ 情報環境の整備 ○ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備 ○ 学生生活の快適性への配慮 2 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組み

1. 施設・設備等の整備及び管理

教育研究等環境に関する方針に基づき、以下のとおり施設・設備等の整備・充実を図り、学生滞在型キャンパスの構築を推進している。また、施設・設備等に関する中期計画である「学院施設マスタープラン」を定めており、これに基づく単年度計画である「施設建設プロ

ジェクト」に沿って、計画的・段階的に整備を実施している。なお、中長期財政計画と整合を図って資金計画を策定しており、着実・確実な実施を担保している。

（１）学生の学習及び教員の教育研究活動への考慮

横浜・金沢八景キャンパス、横浜・金沢文庫キャンパス、湘南・小田原キャンパスの３つのキャンパスを有し、設置基準で必要とされる校地面積及び校舎面積を充足するよう整備している。また、各キャンパスにおいて、当該キャンパスを所在地とする学部等に応じ、教室や運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備している。

具体的には、横浜・金沢八景キャンパスについては、理工学部及び建築・環境学部、栄養学部、看護学部、その他５学部の所在地となっており、講義室や演習室に加え、実験実習室も十分に整備している。横浜・金沢文庫キャンパスについては、国際文化学部及び社会学部の所在地であるが、広大な敷地を活用し、陸上競技場やグラウンド、野球場等の体育施設を整備している。湘南・小田原キャンパスについては、法学部の所在地移転と合わせて、大学附置の材料・表面工学研究所を核とする国際研究研修センターを設置し、研究施設・設備を整備している。また、ゼミ合宿や実習を伴う集中講義に利用出来る宿泊環境も整えている。

その他、KGU関内メディアセンターを横浜・関内サテライトキャンパスとして設置し、ゼミナールや大学院の授業や公開講座に加え、各種学会や研究会、卒業生との会合、地域の自治体や企業とのイベント、広報活動等、さまざまな活動目的で利用している。

2022 年度には、横浜・関内キャンパスを開設し、社会連携教育の拠点と位置づけ、市心の立地を活かしたさまざまな活動・交流を展開していく予定である。

（２）施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設・設備等の維持及び管理については、「学院施設マスタープラン」「施設建設プロジェクト」に沿って実施している。

また、「関東学院施設管理規程」「関東学院防災管理規程」を定めるとともに、これに沿って、施設利用、管理、運用に関する諸規程を整備している。

さらに、「関東学院安全衛生管理規程」を定め、衛生委員会を設置し、職場環境の整備に関する調査・審議を行っている。

その他、バリアフリー化、エレベーターやスロープ、トイレへの手すりの配備等や、環境問題に配慮したキャンパスの整備を行っている。

（３）情報環境の整備

下表のとおり情報サービスや情報施設・設備等を整備している。

情報サービスや施設・設備等	内容
学内ネットワーク	各キャンパスに無線LAN（Local Area Network）を整備している。
	研究室等に情報コンセントを整備している。
メールサービス	学生全員にメールアドレスを付与している。

学生支援ポータル	学生は、Web 上で休講、補講、試験情報等の確認ができるとともに、さまざまなシステムやサービス（履修登録、学習支援、シラバス、学内設置パソコン（P C）利用状況等）にアクセスすることができる。
学習支援システム	教員は、Web 上で授業教材の配布、学生にお知らせの発信、レポートの回収、小テストの実施等を行うことができる。
P C 設置・支給	全キャンパスに合わせて 1,583 台（授業用、オープン利用（貸出用を除く））の P C を設置している。
	理工学部理工学科情報ネット・メディアコース、人間共生学部コミュニケーション学科、看護学部看護学科では新入生にノート P C を支給している。
印刷サービス	学内設置 P C のみならず、個人の P C やスマートフォンから印刷することができる。
個人フォルダ 授業フォルダ	P C 上で利用できる自分専用の個人フォルダ及び課題提出用の授業フォルダを設定している。当該フォルダには学外からでもアクセスすることができる。
オンラインストレージ	インターネット上にファイルを保存することができる。
V D I サービス	学外や個人の P C から学内設置 P C と同じデスクトップ環境が利用できる V D I（Virtual Desktop Infrastructure（仮想デスクトップ））環境を整備・提供している。
P C 利用教室	各キャンパスに学生が P C を使用する情報演習、語学教育、設計・製図・制作等の授業に対応する教室を整備している。

（情報サービスや情報施設・設備等）

（４）学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、全キャンパスにラーニング・コモンズを設置している。

また、語学学習に役立つ書籍やDVDの貸出等に加え、ネイティブとの英会話の場を提供するなど、授業外での語学学習の充実を図るために、L L C（Language-Learning Center）やメディア・ライブラリーなどを整備し、語学学習教材、視聴覚コーナー、学習スペースなどを備えている。

さらに、日本人学生や留学生が集まり、英会話や相互の生活環境を学ぶことができる国際交流スペースとして「グローバルラウンジ」を設置している。

（５）学生生活の快適性への配慮

学生生活の快適性の向上を図り、デジタルサイネージを通じて、学内イベント、課外活動、大学からの告知等の学生への情報発信を積極的に行っている。また、各キャンパスにおいて、定期的に軽食やスイーツ等の移動販売車の導入や新規開拓を行っていることに加え、学食内での演奏会等を企画するなど学生滞在型の環境づくりに努めている。

２．教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組み

学生がインターネットトラブルに巻き込まれないようにするため、「新入生PCガイダンス」「情報モラルオンライン講座」による情報倫理の啓発活動を実施している。

また、教職員に対し、大学ICT推進協議会作成の「情報倫理デジタルビデオ小作品集」を提供しているが、一部の利用に留まっており十分ではないため、学生に加え教職員を対象とした情報倫理に関する今後の取組みを検討している。

点検・評価項目③	図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。 また、それらは適切に機能しているか。
評価の視点	１ 下記、図書資料の整備と図書利用環境の整備 ○ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ○ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ○ 学術情報へのアクセスに関する対応 ○ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 ２ 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

全キャンパスに３つの図書館を配置し、「大学図書館における選書」「大学図書館における『選書の組織と運営に関する基本方針』」を定め、図書館の学術情報資料及び利用環境を整備している。

2018 年 5 月 1 日現在の本学における図書資料の整備状況については、所蔵している図書が 1,452,644 冊、学術雑誌が 15,720 種、電子ジャーナルが 14,847 種である。2018 年度の学術情報基盤実態調査（2017 年度末日現在の実績）の「私立大学 A グループ」（8 学部以上を設置している規模）における所蔵冊数の平均値（所蔵 1,609,335 冊）に対して、本学の所蔵は、平均を下回っている。しかし、学生数の規模でみると、「私立大学 B グループ」（5～7 学部）と同等であり、そのことを鑑みれば、所蔵冊数は妥当と評価できる。

各キャンパスの設置学部の収容定員に対して、12～13%の閲覧座席を整備している。さらに、利用者のニーズや学習スタイルの変化にも対応し、ノートPCの貸出やグループ学習室を含むラーニング・コモンズ等学習環境の整備等を実施している。

また、国立情報学研究所が運営する NACSIS-CAT（全国の大学図書館等が所蔵する学術文

献の総合目録データベースシステム）及び NACSIS-ILL（図書館間相互貸借システム）への参加に加え、神奈川県図書館協会及び横浜市内大学図書館コンソーシアムへの加盟により、他機関とのネットワークの充実を図っている。

なお、増大する学術情報へ適切にナビゲートするため、OPAC（オンライン蔵書目録検索システム）と、論文、新聞、雑誌等のデータベースを整備し、アクセシビリティを高めている。

図書館の利用環境については、各キャンパスの状況に応じて、開館日・開館時間を下表のとおり運用している。

キャンパス	図書館開館日・開館時間	休館日
横浜・金沢八景キャンパス 本館	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～19:00	日曜日・祝日 ※
横浜・金沢八景キャンパス 分館	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～19:00	日曜日・祝日 ※
横浜・金沢文庫キャンパス 金沢文庫分館	月～金曜日 9:00～19:30 土曜日 9:00～18:00	日曜日・祝日 ※
湘南・小田原キャンパス	保存書庫	

※ 授業日の祝日、7月及び1月の定期試験期間中は日曜日も開館している。

図書館では、カウンターの利用（貸出、レファレンスサービス）、図書の閲覧、共同研究室の利用などを行うことができる。また、メールによるレファレンスサービスを提供している。さらに、適切な学術サービスを提供するために、各キャンパスの図書館には、司書資格を有する専任職員を配置している。

その他、利用者教育として、図書館利用方法の新入生ガイダンスやデータベースの講習会等を行っている。

2018年度の図書館入館者数は前年度より7%減少しているものの、データベース利用者数は前年度より増加しており、非図書館来館型の利用は増加傾向にあると考えられる。現在は、資料の貸出予約、文献の取り寄せ依頼のほか、電子ブック、電子ジャーナル、データベースも図書館外より利用可能であるため、図書館利用状況を評価する指標は、図書館入館者数以外の指標を検討する必要がある。

点検・評価項目④	教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
評価の視点	1 下記、研究活動を促進させるための条件の整備 ○ 大学としての研究に関する方針の明示 ○ 研究費の適切な支給 ○ 外部資金獲得のための支援 ○ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障 ○ ティーチング・アシスタント（TA）等による教育研究活動を支援する体制

1. 大学としての研究に関する方針の明示

本学は、創立 150 年（2034 年）に向けた方向性を示した「関東学院グランドデザイン」において、「研究の質の向上」に関する行動指針を示している。

また、「関東学院グランドデザイン」のもと、創立 140 年（2024 年）に向けた中長期的な将来構想である「未来ビジョン」において、「地域を拠点に、社会と連携した独創的な研究の推進」（ビジョンⅡ＜研究＞）を掲げ、「独創的研究拠点の形成」「研究力向上と研究成果の発信力強化」「教員と大学院生との『研究パートナー』としての関係の確立」を基本戦略として示している。

さらに、「未来ビジョン」を踏まえ、研究に関する。大学としての基本方針（学長方針）を以下のとおり示している。

総合研究推進機構の機能強化を含め、組織的な大学の研究力向上を目指します。

研究支援の充実、研究費の効果的運用によって、個人の研究活動を活発化させ、研究を通じた教育力を高め、地域社会における教育・研究機関としての位置づけを確かなものにします。また、研究成果、研究面における社会貢献活動を積極的に広報展開し、入試でも大きく活用します。

特に、私立大学研究ブランディング事業による防災・減災・復興学研究所のような全学的・学際的取り組みと経常費補助を受ける仕組みを積極的に活用します。

これらについては、ホームページへの公表や教職員向けのグループウェアへの掲載などを通じて周知を図っている。

2. 研究費の適切な支給

専任教員の研究費については、個人研究費及び各学部単位に配分する学部研究費、学会参加に関する旅費として学会出張費を支給している。

また、学部特有の研究費も設けている。例えば、法学部では若手研究者のために、法学研究所の萌芽的研究資金及び法学会の研究助成金を設けている。

3. 外部資金獲得のための支援

総合研究推進機構を設置し、本学附置の研究所の統括と支援を行っており、産官学連携や科学研究費補助金等の競争的外部資金獲得の推進等について、全学的な支援体制を整備している。

総合研究推進機構において、企業等との共同研究や受託研究等及び企業等への技術指導等を通じ、研究者によるコンサルタント活動等を行うことにより、学内シーズの発掘や産業界ニーズとのマッチング等を促進し、産官学連携の全学的な強化・充実に取り組んでいる。

また、科学研究費補助金の応募に向けた、メール等による情報提供、応募促進及び採択率の向上のための説明会の開催、個別相談等を行っている。科学研究費補助金等の獲得を目的とした学内助成制度の充実を図るとともに、若手教員の研究活動の促進を目的とする「関東学院大学若手研究奨励制度規程」を定めている。

これらの支援体制・制度により、2019 年度科学研究費助成事業の応募件数は 99 件と昨年

度比 12.5%増となっている。特に、若手教員については、若手教員全体の 73%にあたる 27 件の応募があり、60%であった昨年を上回る結果となっている。

さらに、受託研究費や競争的資金の獲得状況について、学内研究費の一部に特別研究費として追加する予算配分の仕組みを設けており、さらなる外部資金獲得の促進を図っている。

これに加え、Web 教員業績システムを整備しており、教育研究等の活動や業績等をデータベース化し、ホームページで公開することにより、学内シーズの外部発信力を強化・推進している。

その他、各学部の紀要や各研究所の所報等を定期的に刊行し、教員の研究成果の積極的な発信に努めている。

4. 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障

専任教員には、個々の研究室を整備している。研究時間の確保は、学部間や教員間で状況が異なるため、一律的には行っていない。ただし、研究専念期間の保障として、「関東学院大学教員サバティカル研究制度規程」を定めている。これにより、専任教員は6箇月又は1年の期間、国内外において、専攻する学問分野での教育・研究能力の向上、調査研究への専念、教育研究の活性化に資する創造的な活動を行うことができる。なお、当該期間の旅費、滞在費、研究費は別途支給している。また、30 日以内の短期在外研究制度についても別に定めている。

5. ティーチング・アシスタント（TA）等による教育研究活動を支援する体制

各学部において、ティーチング・アシスタント（TA）やスチューデント・アシスタント（SA）を採用し、演習・実験実習科目や必要に応じて多人数の講義科目へ配置し教育研究活動を支援する体制を整備している。

また、2018 年度より、リサーチ・アドミニストレーター（URA）を研究推進課へ配置し、大学附置のプロジェクト研究所である防災・減災・復興学研究所において、分野を超えた研究者間のマッチングによる新たな融合研究を行っている。

点検・評価項目⑤	研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
評価の視点	1 下記、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組み ○ 規程の整備 ○ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ○ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理を遵守するとともに、研究活動の不正を防止するための措置として、「関東学院大学研究倫理規程」「関東学院大学研究倫理委員会規程」「関東学院大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」「関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程」を整備している。

また、下表のとおり学内審査機関を整備し、適切に運営している。

規程名（学内審査機関名）	目的
関東学院大学生物実験倫理規程（生物実験委員会）	本学において生物を対象とした研究を計画し、実施する際に遵守すべき倫理及び安全に関する基準を示し、研究者が「生命の尊厳」を強く認識し、深い倫理観と社会的責任を自覚したうえで、厳しい自主規制のもとに、国の法令、指針等を遵守し、適正に研究を行えるようにすること。
関東学院大学動物実験等の実施に関する規程（動物実験委員会）	本学において実施される哺乳類（ラット、マウスに限る。）、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等を適正に行うこと。
関東学院大学組換えDNA実験実施規程（組換えDNA実験安全委員会）	本学において組換えDNA実験を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準を示し、実験の安全かつ適切な実施を図ること。
関東学院大学における人に関する研究倫理規程（人に関する研究倫理審査委員会）	本学において実施される人に関する研究に関し必要な事項を定め、研究対象者の「個人の尊厳及び人権」を最大限に重んじ、倫理的、法的、社会的に適正に研究を計画し、実施すること。

（研究倫理に関する学内審査機関）

さらに、コンプライアンス教育及び研究倫理教育について、年度ごとに方針を定め、実施している。

具体的には、日本学術振興会の冊子教材『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』を全教職員に配布し、周知を図っている。また、同振興会の研究倫理のeラーニング教材（eL CoRE）の受講・修了を全教員及び研究活動に関わる職員に求めている。

これらに加え、総合研究推進機構において、「公的研究費の適正使用および科研費執行に関する説明会」を開催し、公的研究費に関わる教職員の受講を必須としている。

学生に対しては、1年次の学部学生及び大学院学生（修士課程及び博士課程）を対象に、日本学術振興会の教材を抜粋し、各学位課程及び専門分野に応じた内容により、受講を必須として実施している。例えば、学期初めのオリエンテーション時に時間を設けて研究倫理・コンプライアンスについて説明を行っている。

点検・評価項目⑥	教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。
評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 2 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、施設課（法人）、教務部、図書館、総合研究推進機構等が中心となり、年度ごとに自己点検・評価を実施している。その結果を、学長のもと、「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」が全学的観点から総括し、『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化している。さらに、大学自己点検・評価委員会において報告し、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）につなげるよう指示している。

教育研究等環境の改善・向上については、教育研究組織や教育課程・学習成果等を含め、自己点検・評価の結果等を総合的に鑑みたくえで検討している。そして、本学的意思決定プロセスに基づき、各会議体の議を経たくえで、理事会又は学長的意思決定に従い、改善・向上に向けた取組み（事業計画等）の実行を図っている。

長所・特色

なし。

問題点

なし。

第9章 社会連携・社会貢献

現状説明

点検・評価項目①	大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
評価の視点	1 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、創立 150 年（2034 年）に向けた方向性を示した「関東学院グランドデザイン」において、「社会との連携、社会貢献」に関する行動指針を示している。

また、「関東学院グランドデザイン」のもと、創立 140 年（2024 年）に向けた中長期的な将来構想である「未来ビジョン」において、『人と社会に貢献する大学』としてのアイデンティティの確立（ビジョンⅢ〈社会連携〉）を掲げ、「地域のニーズに応える大学の『知』の還元」「地域に溶け込み、地域とともに成長し、地域から期待される大学づくり」などを基本戦略として示している。

さらに、「未来ビジョン」を踏まえ、社会連携・社会貢献に関する大学としての基本方針（学長方針）を以下のとおり示している。

それぞれの地域のコアとなり、互恵的関係を維持することができるカウンターパートとして、ボランティアベースに限らない連携事業を展開し、教職員や学生の積極的参加により地域社会における大学の認知度と評価を高めるとともに、本学の理念に基づいた、社会貢献活動を継続・発展させることを目指します。

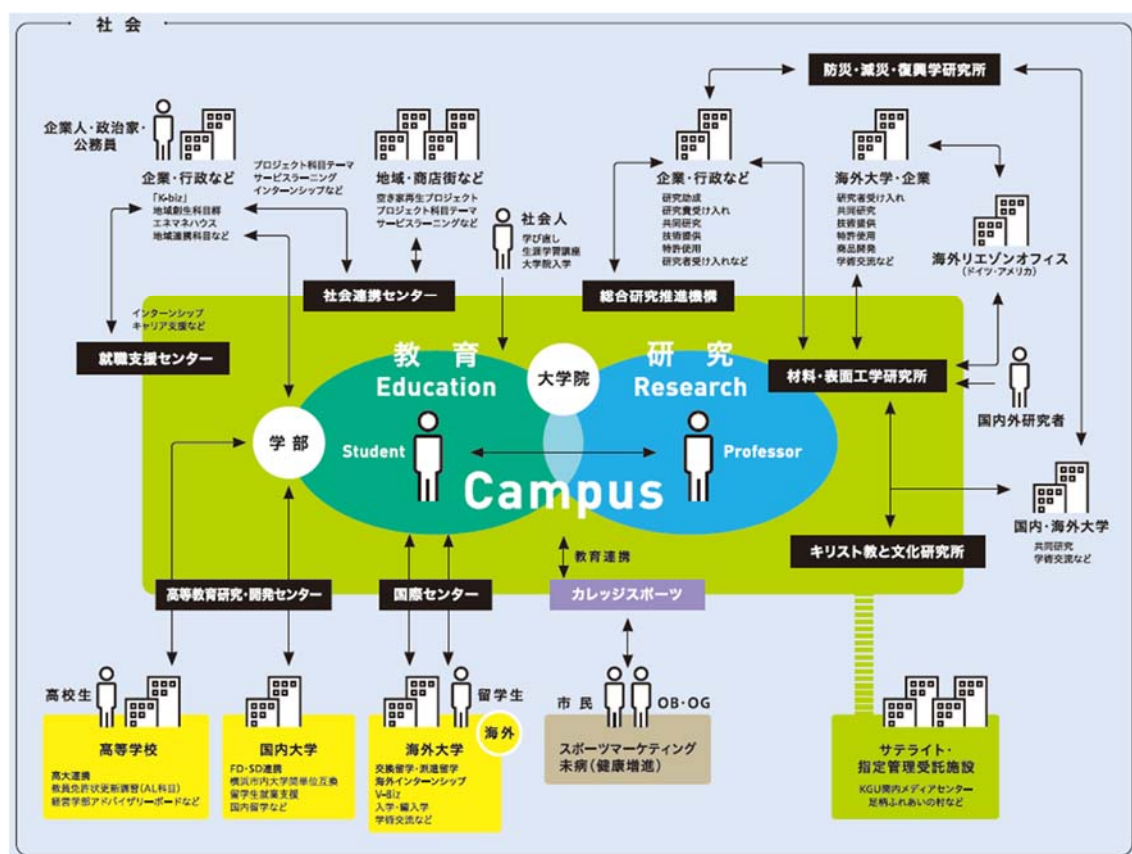
特に、事業実施そのものが目的化してしまうことなく、学生の成長に直接・間接に資する事業、本学の教育・研究の発展に寄与する事業、本学と地域がともに成長・発展する事業に重点を置くほか、学生の意識と満足度向上に繋がる連携事業を進めます。

これに加え、産学連携に関する「関東学院大学産学連携ポリシー」を別途定め、より明確に方針を示している。

これらについては、ホームページへの公表や教職員向けのグループウェアへの掲載などを通じて周知を図っている。

点検・評価項目②	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。
評価の視点	1 学外組織との適切な連携体制 2 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 3 地域交流、国際交流への参加

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携センターを中心に、総合研究推進機構、国際研究研修センター、国際センター、広報課、学生生活課等の全学組織を通じて、自治体や企業、国内外の大学等との連携拡充を図るとともに、学部・研究科及び教職員・学生の協働によるさまざまな社会連携・社会貢献活動を展開していることは評価できる。



(社会連携・社会貢献イメージ図)

1. 地域連携、産官学連携、高大接続に関する取組み

本学の教育研究と地域・社会のニーズを結びつける窓口として、社会連携センターを設置している。

社会連携センターにおいて、本学に近接する地域の自治体（横浜市金沢区、横須賀市、逗子市等）や企業等との協定締結を推進している。協定締結は、センター開設時である 2014 年度の 2 件から、2017 年度に 14 件、2018 年度には 20 件にまで拡充している。

そして、これら協定に基づく事業に加え、地域連携、産官学連携、高大接続、その他の社会連携・社会貢献活動を広く展開しており、2014 年度の 24 件 から、2017 年度に 60 件、2018 年度には 67 件にまで広がっている。

例えば、「横須賀市との連携及び協力に関する協定書」に基づき、本学との連携事業として、横須賀市の谷戸地区及びその近隣の空き家を活用し、地域住民のための交流拠点を創出するプロジェクトを実施している。「久里浜商店会協同組合との連携、協力に関する協定書」に基づき、関東学院大学オリーブ・ブランチを開設し、一般向けや中学生・高校生を対象と

した英語教室「英語コミュニケーションラウンジ」などを実施している。横須賀市議会との包括的パートナーシップ協定に基づき、インターンシップ生として学生を送り出している。また、「三浦半島地域活性化に関する協定」に基づき、当該地域の活性化に向けての研究や定住促進を目的とした学生参加型のワークショップ等を実施している。

キャンパスが設置されている金沢区との取組みとして、金沢区及び横浜市立大学と「金沢区、横浜市立大学との連携推進に関する協定書」を締結し、キャンパスタウン金沢サポート事業補助金を活用した「金沢区の今昔写真」「大学スポーツと地域の活性化」などを実施している。さらに、金沢区や大学、企業を含めた8者間での協定「環境未来都市横浜かなざわ八携協定」に基づき、近隣地域でのイベントへの参加・協力や学生のアイデアをもとに、金沢区オリジナルラーメンの創出等の連携事業を実施している。

2. 生涯学習、社会人の学び直しに関する取組み

生涯学習、社会人の学び直しに関する取組みは、社会連携センター、国際研究研修センター、広報課において推進している。

社会連携センターにおいて、本学の教育研究の成果をもとにした社会への還元活動の一環として、公開講座を企画・運営している。公開講座は、地域住民等の生涯学習への貢献を目的とした一般講座に加え、社会人の学び直しに関する講座を開講している。これらの講座の中には、自治体やNPO等との連携講座や企業協賛講座が含まれており、学外組織との連携協力による教育研究の推進を図ると同時に、地域交流への積極的な参加の機会となっている。

また、人間共生学部の副専攻制度を活用した履修証明プログラム「関東学院社会人大学KGUプラチナ」も、社会人や地域住民にも開講している。

国際研究研修センターにおいては、材料・表面工学研究所と連携して、社会人や企業等のニーズに応じた履修証明プログラム「材料・表面技術マイスタープログラム」を開講し、産業界で活躍できる当該専門分野のエンジニアやエキスパートの育成を図っている。なお、同プログラムは、文部科学省の「職業実践力育成プログラム」にも採択されている。

また、広報課においては、メディア連動型の公開講座を実施しており、出版社のKADOKAWAが刊行する「横浜ウォーカー」と連動し、文化観光局を中心とした横浜市との連携による特別公開講座「横浜学」（受講料無料）を開講している。地域住民をはじめとした受講生へ、横浜の街を歴史や防災等さまざまな角度から掘り下げ、横浜の魅力に触れることを目的としており、2018年度末までに全35回開講している。

3. 研究活動・研究成果を通じた社会貢献に関する取組み

研究活動・研究成果を通じた社会貢献に関する取組みは、総合研究推進機構及び国際研究研修センターにおいて推進している。

総合研究推進機構において、研究を通じた産官学連携の推進を図り、大学附置研究所を核とした受託研究・共同研究の推進事業や包括協定先との連携事業等を、以下のとおり実施している。

- 1 材料・表面工学研究所と大沢記念建築設備工学研究所などの大学附置研究所を核とした受託研究・共同研究の推進
- 2 「かながわ産学公連携推進協議会」の会議及び連絡会への参画による産学連携の推進
- 3 包括協定先との連携（横浜市工業技術支援センターとの連携、川崎市産業振興財団などの事業への参画）
- 4 横浜金沢産業連絡協議会 通常総会並びに優良工業従事者表彰式への参加
- 5 「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」「アートどろだんご with 「どぼじょ」 - 自然の土をつかってカラフルなオブジェを作ろう」の開催
- 6 「めっき技術講習会」等の開催
- 7 「テクノトランスファー」等の工業見本市出展による研究成果の発表
- 8 「神奈川ものづくり技術交流会」の参加
- 9 「ビジネスプランコンペティション」の開催による地域企業との連携

これに加え、2017 年度には、総合研究推進機構のもとにプロジェクト研究所として防災・減災・復興学研究所を設置し、学部横断型の融合研究体制により、防災対策の学際的な研究を行い、その成果を社会へ広く発信している。具体的には、本学を訪れた防災分野を専攻する台湾の学生 30 名に対し、防災・減災・復興学研究所所長による防災・減災・復興に関する講座を実施している。さらに、特別公開講座や朝日新聞社主催の講演会を通じて、地域住民等に対し、自然科学、工学、心理学、図書館情報学等のさまざまな分野の視点から、防災・減災・復興に関する情報発信を行い、社会貢献を図っている。なお、防災・減災・復興学研究所の取組みは、文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」の「タイプ B」（世界展開型）に採択されている。

また、国際研究研修センターにおいて、材料・表面工学研究所を核とし、教育の高度化及び融合化並びに社会貢献の推進を図っている。具体的には、その成果である特許技術（本学の特許実施等件数は、私立大学において全国第 1 位、国公立大学を合わせても全国第 3 位である）について、そのノウハウを開示・提供するため、企業との連携を積極的に推進（2018 年度は 60 社以上の企業と技術供与契約を結んでいる）し、広く社会へ提供している。

4. 大学間連携・交流を通じた社会貢献に関する取組み

本学において、地方（東京圏以外）の大学と連携・交流を推進し、地方における地域創生等の取組みを実施している。

2018 年度には、前年度の沖縄大学との大学間交流に関する協定締結を機に、協働で「沖縄創生まじゅんプロジェクト」を発足している。本プロジェクトでは、本学が責任大学、沖縄大学が連携大学となっており、両大学の教育リソースを融合させるとともに、沖縄県の自治体や企業とも連携し、沖縄の魅力や特色を実体験・実感できるプログラム、沖縄の課題発見や解決を目指すプログラムなどを開発している。また、これらのプログラムを通じて、沖縄への志向や帰属意識を高め、沖縄県内の自治体（公務員）や企業等への就職意欲を向上させるとともに、自助・共助・公助の精神のもとで地域創生を担うことのできる人材の育成を図っている。なお、本プロジェクトは、内閣府の「地方と東京圏の大学生対流促進事業」に採択されている。

2018年度には札幌学院大学（北海道）、2019年度には尚絅学院大学（宮城県）と協定を締結しており、地方における地域創生等の取組みの拡大を図っている。

5. 国際交流に関する取組み

海外との学術・文化の交流や学生の留学（派遣・受入）を促進するため、国際センターを設置している。

国際センターにおいて、海外大学との国際交流を推進しており、交換・派遣・語学派遣留学及び語学研修に関しては7ヶ国18大学（校）、学術交流・協力連携に関しては16ヶ国48大学（校）と協定を締結している。2018年度は、ハノイ大学（ベトナム）及び遼寧对外経貿学院（中国）、MIT-WPU Peace University（インド）と学術交流協定、アーヴァイン・ヴァレー・カレッジ（アメリカ）と派遣留学協定を締結しており、2019年度は、協定校を対象に、日本語・日本文化短期プログラムの構築及び募集を行う予定である。

また、学外団体と連携した国際交流事業も積極的に行っている。2018年度は、公益財団法人横浜中小企業支援財団（IDEC）が実施するインターンシップ研修企画に参画し、台湾から参加した19名のインターンシップ生と本学大学院学生が交流している。さらに、同財団と協働し、中国の上海で海外インターンシップを実施しており、学生1名が参加している。

学内においても、留学生と本学学生の国際交流を促進すべく、新入生歓迎会、バディ活動、バスツアー、日本語チューター制度、留学生バディ、インターナショナル・カフェなどのさまざまな取組みを実施している。

6. 地域交流に関する取組み

地域交流に関する取組みについて、学生生活課を中心にさまざまなイベント等を企画し、積極的に参加している。

具体的には、近隣地域（横浜市金沢区、横須賀市追浜地区等）の小中学生及び保護者を招いて、各課外活動クラブの指導者と学生が競技指導を行う「スポーツフェスティバル」を開催している。また、少年野球大会、ソフトボール大会、野球教室、タグ・ラグビー大会等を実施している。さらに、近隣地域の町内会、商店会、行政、小中学校校長等を招いた地域交流会の開催、消防・防災訓練や清掃作業への参加、マラソン大会やフェスタのボランティアなど、多岐にわたる地域交流を行っている。

その他、2021年度に国際混住寮を開設し、地域住民との交流スペースを設ける予定である。

点検・評価項目③	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。
評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 2 点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性については、社会連携センター（社会連携センター運営委員会）、総合研究推進機構（研究推進委員会）、国際研究研修センター（国際研究研修センター運営委員会）、国際センター（国際交流委員会）、広報課（広報会議）、大学生活課（大学学生生活委員会）等のセンター・部署等（会議体）が中心となり、年度ごとに自己点検・評価を実施している。その結果を、学長のもと、「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」が全学的観点から総括し、『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化している。さらに、大学自己点検・評価委員会において報告し、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）につなげるよう指示している。

これを受け、関連センター・部署等は、学部・研究科と連携を図り、社会連携・社会貢献活動やそのあり方について検討を行っている。そして、本学的意思決定プロセスに基づき、各会議体の議を経たうえで、学長意思決定に従い、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）の実行を図っている。

具体的には、社会連携センター運営委員会、研究推進委員会、国際研究研修センター運営委員会、国際交流委員会、広報会議、大学学生生活委員会等において、社会連携・社会貢献の改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）を審議し、学長に報告している。学長は、必要に応じて学部長会議の意見を求め（報告事項又は審議事項とし）、これを決定している。

なお、大学自己点検・評価委員会等において、社会連携・社会貢献の改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）の進捗報告・管理を行っており、確実な実行を担保している。

長所・特色

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携センターを中心に、総合研究推進機構等の全学組織を通じた地域社会・地域自治体等との関係深耕により、地域ニーズの発掘や新規連携事業の創出を行っている。また、企業・自治体・地域・海外大学等との連携や実社会を通じ、新たな視点の創出や課題発見・解決を目指す「社会連携教育」を実施し、学生に地域と連携した活動の浸透を図っている。さらに、文部科学省の「職業実践力育成プログラム」「私立大学研究ブランディング事業」、内閣府の「地方と東京圏の大学生対流促進事業」などを通じ、大学が生み出す知識や技術等についても有効的に社会へ還元している。このように多面的・多角的に社会連携を推進し、さまざまな取組みを展開しており、各学部の特性を生かし、教職員・学生が協働することで、学生の成長のみならず、新たな文化創造やまちづくり、地域課題の解決に貢献していることは評価できる。

問題点

なし。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

現状説明

点検・評価項目①	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
評価の視点	1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 2 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、創立 150 年（2034 年）に向けた方向性を示した「関東学院グランドデザイン」において、「組織運営の改革・改善」「事務等の合理化・効率化」「安全管理」「法令遵守」などに関する行動指針を示している。

また、「関東学院グランドデザイン」のもと、創立 140 年（2024 年）に向けた中長期的な将来構想である「未来ビジョン」において、「未来の教育・研究活動を支える環境の整備」（ビジョンⅣ〈かたち〉）を掲げ、「キリスト教の精神に基づく大学としての特性の堅持・発展・進化」「大学の進化を支える経営体制の構築」などを基本戦略として示している。

さらに、「未来ビジョン」を踏まえ、大学としての基本方針（学長方針）を示している。

点検・評価項目②	方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
評価の視点	1 適切な大学運営のための組織の整備 ○ 学長の選任方法と権限の明示 ○ 役職者の選任方法と権限の明示 ○ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ○ 教授会・研究科委員長委員会の役割の明確化 ○ 学長による意思決定と教授会・研究科委員会の役割との関係の明確化 ○ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ○ 関連規程の整備 2 適切な危機管理対策の実施

1. 適切な大学運営のための組織の整備

(1) 学長の選任方法と権限の明示

学長の選任方法については、「関東学院大学学長候補者選挙規程」に明確に定めている。

また、学長の権限と責任については、「関東学院職制」第 38 条に、「大学及び大学院の学務を統轄し、大学を代表する」「大学評議会、学部長会議、その他必要とする会議を招集し、教学に係る重要事項を提案して意見を聴いたうえで必要な決定をし、及び大学の管理運営を円滑に行う」と定めている。

(2) 役職者の選任方法と権限の明示

執行部として位置づけられる副学長、学部長、研究科委員長の選任方法と権限については、以下のとおり明確に示している。

① 副学長

学長が副学長候補者を理事会へ推薦し、「関東学院職制」第 27 条により、理事長が副学長を任命している。副学長の権限と責任については、同第 39 条第 1 項及び第 2 項に、「学長を助け、命を受けて学務をつかさどる」「学長不在のときは、学長からあらかじめ指示された職務を代理する」と定めている。

② 学部長

学部長については、各学部において当該学部長選挙の規程を明確に定めている。学部長候補者は、教授会において選出され、学長が同候補者を理事会へ推薦し、「関東学院職制」第 27 条により、理事長が学部長を任命している。学部長の権限と責任については、同第 40 条に「当該学部の教学を統轄し、学部を代表する」「教授会、その他必要とする会議を招集し、教学上の重要事項を提案して意見を聞き、学部の運営を円滑に行い、学長の職務を助ける」「当該大学院研究科の学務を管掌する」と定めている。

③ 研究科委員長

研究科委員長については、各研究科において当該研究科委員長選挙の規程を明確に定めている。研究科委員長候補者は、研究科委員会において選出され、学長が同候補者を理事会へ推薦し、「関東学院職制」第 27 条により、理事長が研究科委員長を任命している。研究科委員長の権限と責任については、同第 60 条に「学部長の管掌の下、当該研究科の教学を統轄し、委員会の運営を円滑に行う」と定めている。

(3) 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長のリーダーシップのもと、以下のとおり大学評議会、学部長会議、大学院研究科委員長会議を主要な意思決定機関とし、意思決定及びそれに基づく執行等のプロセスを整備している。

① 大学評議会

大学評議会の設置については大学学則第 51 条に定め、その運営については「関東学院

大学評議会規程」を別途制定している。

大学評議会は、全学的な最高意思決定機関であり、学長が召集し、原則として3箇月に1回の開催を定例としており、学長、学部長、副学長（学長が指名した者1名）、研究科委員長、大学宗教主任、事務局長（職員）、各学部教授会が選出した者各1名により構成している。

また、学部長会議又は大学院研究科委員長会議の審議を経て、学則等の制定又は改廃、学部等の設置及び改廃、学生の定員に関する事項のほか、教学上又は管理運営上特に重要な事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

さらに、学部長会議及び大学院研究科委員長会議に加え、必要に応じてその他の全学的会議の調整事項等について、学長が意見を求める（報告事項又は審議事項とする）ことができる。

② 学部長会議

学部長会議の設置については大学学則第51条の2に定め、その運営については「学部長会議規程」を別途制定している。

学部長会議は、全学的な意思決定機関であり、学長が召集し、原則として毎月1回を定例としており、学長、副学長、学部長、事務局長（職員）により構成している。

また、教育・研究体制及び教育環境の整備等、予算編成及び予算執行、人事計画及び組織計画、教務及び学事、学生の福利厚生及び課外活動に関する事項に加え、教授会及び大学に設置している機関等（図書館、総合研究推進機構及び各附置研究所、附属機関（センター等））が学長に意見を述べた事項のほか、教学上又は管理運営上重要な事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

さらに、必要に応じてその他の全学的会議の調整事項等について、学長が意見を求める（報告事項又は審議事項とする）ことができる。

③ 大学院研究科委員長会議

大学院研究科委員長会議の設置については大学院学則第49条に定め、その運営については「関東学院大学大学院研究科委員長会議規程」を別途制定している。

大学院研究科委員長会議は、大学院に関する全学的な意思決定機関であり、学長が召集し、原則として毎月1回を定例としており、学長、副学長、研究科委員長、事務局長（職員）により構成している。

また、大学院学則等の制定又は改廃、学位授与、各研究科指導教員の推薦、奨学生の選考等に関する事項に加え、研究科委員会が学長に意見を述べた事項のほか、大学院に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

さらに、必要に応じてその他の全学的会議の調整事項等について、学長が意見を求める（報告事項又は審議事項とする）ことができる。

（４）教授会・研究科委員会の役割の明確化

① 教授会

教授会の設置については大学学則第52条に「学部教授会を置く」ことを定め、その

運営については各学部教授会規程を別途制定している。

教授会は、当該学部長が召集し、原則として毎月1回を定例としており、当該学部の専任教員により構成している。

当該学部における学生の入学及び卒業、学位授与、教育課程の編成、教員業績審査、学生の身分、教員人事、学部長候補者等の選出に関する事項に加え、学長及び学部長が諮問した事項等について審議している。

② 研究科委員会

研究科委員会の設置については大学院学則第50条に「大学院の各研究科に研究科委員会を置く」ことを定め、その運営については各研究科委員会規程を別途制定している。

研究科委員会は、当該研究科委員長が召集し、当該研究科の授業を担当する専任教員により構成する。

また、当該研究科における学生の入学及び課程修了、学位授与、教育課程の編成、研究科担当教員の業績審査、学生の身分、研究科委員長候補者等の選出に関する事項に加え、学長及び研究科委員長が諮問した事項等について審議している。

（５）学長による意思決定と教授会・研究科委員会の役割との関係の明確化

前述のとおり、学長の役割は、「大学及び大学院の学務を統轄し、大学を代表する」「大学評議会、学部長会議、その他必要とする会議を招集し、教学に係る重要事項を提案して意見を聴いたうえで必要な決定をし、及び大学の管理運営を円滑に行う」ことである。

一方で、教授会・研究科委員会の役割は、規定事項について審議決定し、「学長に意見を述べる」ことである。

これにより、最終的な意思決定を行う学長に対し、各教授会・研究科委員会は学長に意見を述べる関係にあることを明確化している。

（６）教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

「学校法人関東学院寄附行為」第6条において、本法人における理事の選任に関して定め、第12条において、学長を含む理事により構成する理事会を置き、理事長を議長とすることとしている。

また、第12条の2において、理事会の審議及び掌握事項を以下のとおり定めている。

（理事会の審議及び管掌事項）

第12条の2 次の事項は、理事会において審議議決する。

- 一 役員の選任及び解任に関する事項
- 二 予算及び決算に関する事項
- 三 事業計画及び事業報告に関する事項
- 四 寄附行為、諸規程、職制及び学則に関する事項
- 五 資産の管理及び処理に関する事項
- 六 収益事業に関する重要事項
- 七 寄附金品の募集に関する事項

- 八 教職員の任免、俸給の決定及びその職務に関する事項
- 九 評議員会の審議及び諮問に関する事項
- 十 合併及び解散に関する事項
- 十一 その他、本法人の運営及び業務に関する重要な事項

さらに、第 18 条の 2 第 1 号において、学長の職務を以下のとおり定めている。

第 18 条の 2 大学長は、本法人が設置する大学の教学を統轄するとともに、理事会から委任された大学業務を執行する。

加えて、前述のとおり、学長及び学長のもとに置かれる役職者や会議体の権限や役割等を整備している。

その他、「関東学院決裁区分規程」も定めており、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任を明確化している。

2. 適切な危機管理対策の実施

災害時の対応については、「関東学院防災管理規程」「関東学院大学防災対策委員会規程」「関東学院大学防災対策本部・災害対策本部運営要綱」を整備している。また、災害発生時に教職員・学生の安否を確認できるシステムも構築している。

地震に対しては、「防災マニュアル（大学版）」を整備し、全教職員が学生の身の安全を確保するための具体的行動指針を定め、教職員向けのグループウェアに掲載している。また、防災訓練の実施を通じて、本マニュアル（行動指針）を点検・評価し、改善していくとともに、教職員への啓発を図っている。

点検・評価項目③	予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
評価の視点	1 予算執行プロセスの明確性及び透明性（内部統制、予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定等）

本学院の予算編成については、「学校法人関東学院経理規程」に基づき、学院独自の目的別予算である院内予算計算体系、私立学校振興助成法で定める学校法人会計基準の形態別予算である資金収支計算体系、事業活動収支計算体系に分けて行っている。また、理事会において「事業計画作成方針・予算編成方針」を定め、「帰属収支差額（総収入－総経費支出）は、原則として黒字を確保する」ことを掲げている。

これに基づき、本学の予算編成については、学長のもとで部署ごとに予算目標額を設定して行っている。また、各部署から申請された予算要求内容について、担当する事務局次長及び課長にヒアリングを実施し、予算の必要性の確認及び調整をしており、適切性を担保している。

予算執行については、「予算執行マニュアル」「経理事務マニュアル」「出講及び事務手続

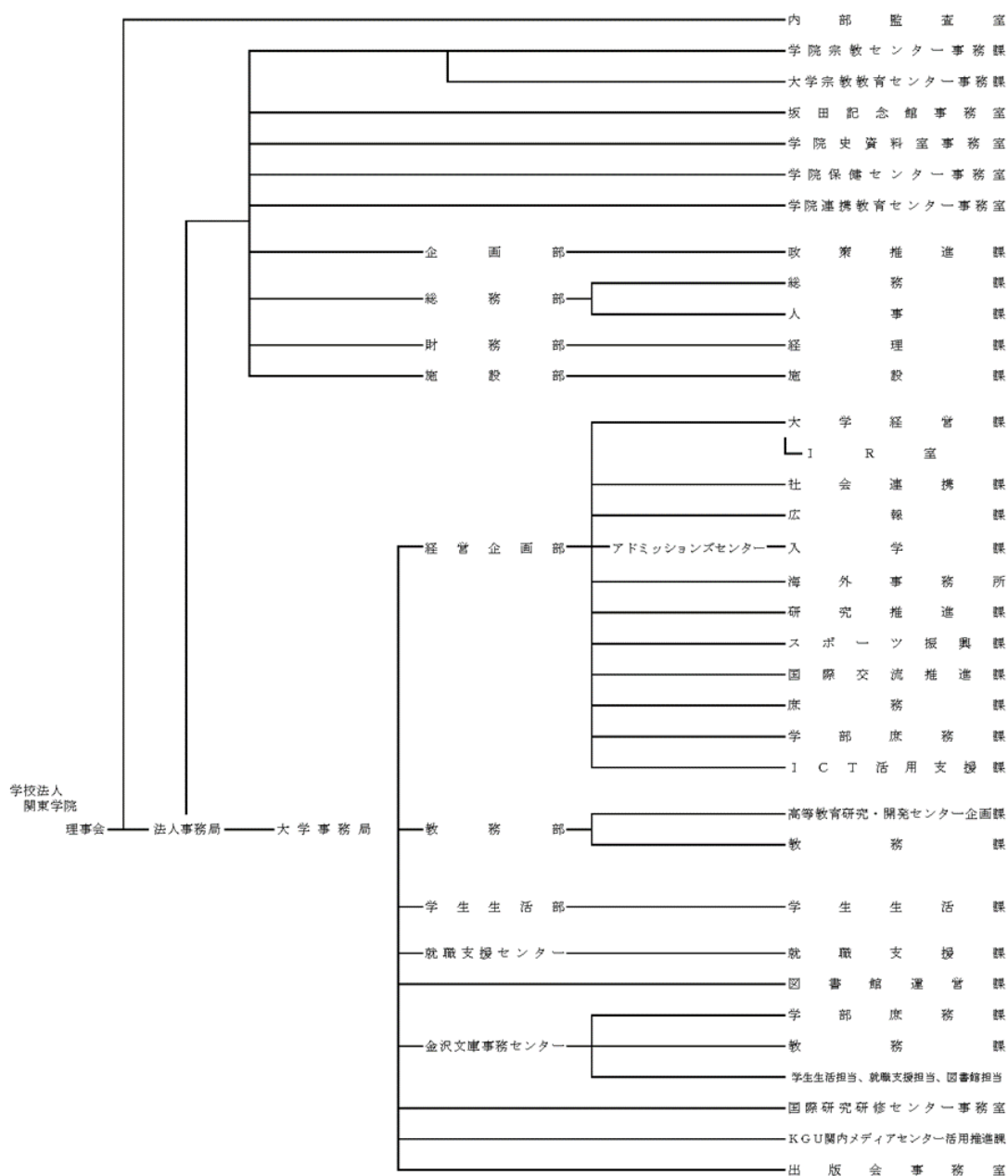
き案内」などを整備し、適正に会計処理を行っている。また、予算執行年度の5月1日現在の在籍学生数に基づいて実行予算額を確定し、実収入を考慮した予算執行を行っている。さらに、予算執行の決裁について、会計伝票の単位責任者として学長に全ての決裁権があるが、支出金額に応じて一定の範囲で事務局長及び事務部長、庶務課長に決裁権限を委譲している。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みについては、予算科目の項目別予算執行状況の把握に取り組み、予算執行管理の適正化を確立している。また、予算未計上による改革推進経費（学長裁量費）の執行については、予算要求時に内容を精査したうえで、予算執行後に学長裁量費執行に伴う報告書の提出を求めることで、その効果の検証を行っている。

事業計画に掲載された事業に対しては、上半期と下半期に事業計画進捗状況報告書の提出を義務付けており、その際に各事業の予算執行内容を検証する体制になっている。

点検・評価項目④	法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
評価の視点	1 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ○ 職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ○ 業務内容の多様化・専門化に対応する職員体制の整備 ○ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ○ 職員の適正な業務評価と処遇改善

法人及び大学の運営や支援を円滑に行うため、以下のとおり事務組織を整備し、その役割を事務分掌に明確に定めている。



（「関東学院職制」第3条別表第1事務組織図（抜粋））

なお、事務組織は、法人事務局及び大学事務局に加え、内部監査室により構成している。内部監査室は、その職務の性質上から、法人及び教学組織とは独立した組織として設置している。

また、主に管理部門と教学部門に役割を分担している。管理部門は、法人事務局の企画部、総務部、財務部、施設部、大学事務局の経営企画部を設置している。一方、教学部門は、大学事務局の教務部、学生生活部、就職支援センター、図書館運営課、金沢文庫事務センター等を設置している。

1. 職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

職員の人事に関しては、「関東学院職制」において、理事会の議を経て理事長が行うものとし、「関東学院人事委員会規程」「関東学院人事小委員会内規」において、理事会に人事委員会を設置し、職員の人事に関する事項を審議することなどを定めている。

また、これに基づき、「関東学院職員人事規程」「関東学院職員職位審査規程」「関東学院職員職位基準」「関東学院職員職位昇格基準」、「関東学院職員役職任用及び所属異動基準」を整備し、職員の採用及び昇格、配置等を適切に実施している。

職員の採用については、原則として募集方法は公募、採用時期は毎年4月とし、人事委員会による採用試験の実施及び審査を行い、職員人事小委員会及び人事委員会の審議を経て、理事会がこれを決定している。

職員の昇格については、昇格時期は毎年4月とし、職位昇格試験を毎年11月に実施しており、その結果や職員人事評価制度の結果等に基づき、職員人事小委員会及び人事委員会の審議を経て、理事会がこれを決定している。

職員の配置については、職員の採用及び昇格の結果や職員人事評価制度の結果、業務経験や勤務年数、各部署の状況等に応じ、職員の配属、所属の異動、役職の任命等と総合的・計画的に検討しており、職員人事小委員会が原案を作成・審議し、それを人事委員会の審議を経て、理事会が決定している。

2. 業務内容の多様化・専門化に対応する職員体制の整備

本学院に、業務改善推進委員会を設置し、学院全般の事務組織の統廃合や再編制、業務改善や合理化、事務分掌の見直し、人材育成・能力開発等を検討するなど、多様化・専門化する業務内容への対応を図っている。

例えば、IR室の設置や入試センターのアドミッションズセンターへの改組、公益財団法人大学基準協会への職員出向や沖縄大学との職員相互派遣等を実行している。

また、職員人事評価制度や職員研修等を通じ、「自ら企画立案し、改革・改善できる専門性や業務の高度化・多様化へのチャレンジ精神」を持った職員の育成を図っている。

その他、職員の採用方法は、人事委員会において特定することができ、専門性を有する職員の特定採用等に柔軟に対応している。

3. 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

教学組織（教育研究組織及び会議体）において、その事務を所管する事務組織を整備するとともに、その意思決定プロセスにも職員が関与（会議体の構成員や陪席、伺い書の起案や承認等）している。

他方、事務組織において、アドミッションズセンター長及び副センター長、教務部長、学生生活部長、就職支援センター長などは専任教員が担っている。

また、本学の将来構想「未来ビジョン」の各プロジェクトや「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」などの全学的・横断的活動については、教学組織（教員）及び事務組織（職員）によるメンバー構成としている。

このように、教員と職員の連携関係（教職協働）による教学運営その他の大学運営の推進を図っている。

4. 職員の適正な業務評価と処遇改善

人材育成と組織活性化を目的に、職員人事評価制度を導入している。本制度は、目標管理制度と連動して、職務成績、職務姿勢、職務遂行力の3つの評価要素により、職務能力の評価を総合的に行っている。また、自己評価を基礎に、上司との目標設定面談、中間面談、評価面談、フィードバック面談を年度ごとに実施している。さらに、職員人事評価委員会を設置し、評価結果について審議するとともに、人材育成・能力開発、人事配置、人事・給与上の処遇等に活用している。

なお、評価者（管理職）の評価に対するスキルアップのため研修の実施等に加え、「関東学院職員人事評価制度の手引き」の作成及び年度ごとの更新を行い、本制度のスケジュールや目的、基本方針、評価方法、評価基準等を明示するなど、適正な評価の実施に努めている。

点検・評価項目⑤	大学運営を適切且つ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。
評価の視点	1 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

大学運営を適切且つ効果的に行うため、以下のようなSD活動を実施している。

1. 教育実践力向上セミナー

高等教育研究・開発センターにおいて、FD及びSDに関する事業を担っており、毎年全教職員対象に「教育実践力向上セミナー」を開催している。「関東学院大学についての理解を深める」「高等教育をめぐる現状を理解する」「大学の教職員が身に付けておくべき教学関係の知識・技能を身に付ける」「教員・職員の枠を超えて、ピア（同僚）としての教職協働の機会を得る」ことを目的としている。また、新任教職員研修会も兼ねている。

2. 全学教員研修会

毎年全教職員対象に「全学教員研修会」を開催し、同研修会内にて「全学FD・SDフォーラム」を開催している。2018年度は、学部を中心とした学内のFD活動や『授業実践事例集』の紹介を行っている。

3. 職員研修制度

職員の資質の向上と能力開発を目的として職員研修制度を導入し、本学院の教育・研究に深い理解と見識を示すことのできる人材の養成を図っている。また、各種研修計画等を策定するため、職員研修委員会を設置し、以下の研修を計画的・継続的に実施している。

（1）全職員合同研修

職員が一堂に会する機会を利用して、学院の職員として誰もが理解しておくべき情報（ハラスメント、メンタルヘルス、防災等）や学院の方針（経営理念、教育方針、各施策の目的）

を共有し、浸透させることが目的である。

（２） 階層別（新任職員、就職３年未満職員、中堅職員、係長、管理職）研修

職員の勤務年数や業務経験、担当業務等に応じ、主に学内で研修を行っている。

（３） 目的別実務研修

職員の勤務年数や業務経験、担当業務等に応じ、キリスト教学校教育同盟、私立大学連盟、私立大学庶務課長会、私立大学情報教育協会等の学外研修会に積極的に派遣している。

点検・評価項目⑥	大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。
評価の視点	1 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 2 監査プロセスの適切性 3 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性については、大学経営課、庶務課、人事課（法人）等の事務局が中心となり、年度ごとに自己点検・評価を実施している。その結果を、学長のもと、「自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループ」が全学的観点から総括し、『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化している。さらに、大学自己点検・評価委員会において報告し、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）につなげるよう指示している。

また、職員人事評価制度において、目標管理制度と連動して、各事務局の部署目標の設定及びその評価も実施している。

加えて、大学としての社会的責任を果たすため、監事監査、独立監査人監査、内部監査の三様監査体制を敷いており、年度ごとに監査を実施している。そして、監査報告書を作成し、理事会に提出するとともに、ホームページへ掲載し、学外に公表している。

監事監査については、専任の監事を置いて、学校法人の業務及び財産の状況に関する監査を実施している。

独立監査人監査については、私立学校振興助成法に基づき、監査法人の公認会計士による監査チームを構成し、会計監査を実施している。

内部監査については、理事長のもとに内部監査室を設置しており、公的研究費（科学研究費補助金を含む）の内部監査及び事務局の業務全般に関する監査を実施している。

さらに、監事、独立監査人、内部監査室による連携・協力を図るため、監事会議を構成し、三者による情報交換・意見交換を行っている。

これらを受け、業務改善推進委員会や人事評価委員会、研修委員会等において、改善・向上に関する検討を行っている。そして、本学的意思決定プロセスに基づき、各会議体の議を経たうえで、理事会又は学長的意思決定に従い、改善・向上を図っている。

長所・特色

なし。

問題点

なし。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

現状説明

点検・評価項目①	教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
評価の視点	1 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 2 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

2018年度に、法人において、「未来ビジョン」の予算及び中長期の施設建設計画等に基づき、学院各校の5年から10年後の中長期財政シミュレーションを必要に応じて行っている。また、その結果に基づき、学院各校が教育研究活動等に積極的に取り組めるよう、中長期の財源予測をし、経営基盤の確立に役立てている。さらに、「未来ビジョン」を含めた今後の予算編成や事業計画に加え、施設建設計画に基づいた中長期の第2号基本金への組入れ計画や各種特定資産への積立て等の検討にも活用している。

本学の財務比率に関しても、経理課（法人）において計算し、日本私立学校振興・共済事業団の『今日の私学財政』より抜粋した全国平均（医歯系除く507法人、1万人以上71法人）、同事業団財務相談支援センターの財務比率の高低の評価とともに、事業報告に掲載している。

ただし、事業活動収支計算書の基本金組入前当年度収支差額での黒字を目指しているものの、明確な目標設定までには至っていない。

点検・評価項目②	教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。
評価の視点	1 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分） 2 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み 3 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学の財務状況については、事業活動収支内訳表で経常的な収支の観点から分析すると、2017年度の教育活動収支差額では3億6,804万円、教育活動外収支差額では6億6,631万円の収入超過であり、両者の合計である経常収支差額では10億3,435万円の収入超過となっている。

文部科学省が2013年に行った説明会の資料である「学校法人会計基準の改正（省令編）」では、経常収支に対する「財務分析の視点」が記載されているが、これに本学を当てはめる

と「通常A」に該当し、「経常的な本業の教育活動および財務活動の両者において安定した財務状況と判断できる」と評価される。なお、法人全体では、「通常B」となり、「教育活動収支はマイナスだが、大きな運用ファンドを持っているため『教育活動外収支』が大幅なプラスになり、『経常収支』はプラスになる」に該当し、経常的な収支においては通常であると判断できる。

また、黒字確保に向けた具体的な金額目標を設定したうえで予算編成を行っており、必要な財務基盤の構築を図っている。その中において、理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するため、「未来ビジョン」の実現に向けた予算を別に設けている。

予算編成にあたっては、安定した収入確保が重要となるが、学生生徒等納付金の収入への依存度が高く、当該収入以外の収入増加が課題ではあるため、入学者の継続した確保及び退学者の減少に対する取組みにより、中長期的な財政基盤の安定を図っている（第5章④、第7章②）。

外部資金の獲得推進も重要であり、科学研究費補助金等の競争的資金や受託研究費の獲得状況を学内研究費の一部に特別研究費として追加する予算配分を行う仕組みなどを設けている。

その他、2018年度には、内閣府補助金として「地方創生支援事業費補助金（地方と東京圏の大学生対流促進事業）」も獲得している。

さらに、学院各校及び法人にて掲げたテーマ内容の実現を目的とした「関東学院テーマ募金」、学院各校の教育奨励を目的とした「ふるさと関東学院募金」を行っており、寄附金の積極的な獲得に努めている。

長所・特色

なし。

問題点

なし。

終章

本報告書では、2018年度の自己点検・評価の結果を取りまとめており、この過程を通じ、本学の長所・特色、問題点等を把握することができたと考えている。

内部質保証システムについては、2013年度の認証評価受審以降、内部質保証システムの整備及び改善を段階的に図っている。大学自己点検・評価委員会をその中心に位置づけ、学部長会議及び大学院研究科委員長会議、教学マネジメント委員会、入学者選抜委員会等の全学組織との連携体制を構築し、全学的に内部質保証を推進する体制としている。そして、事業計画に自己点検・評価制度を連携させたPDCAサイクルにより機能させている。一方で、内部質保証のための全学的な方針及び手続きが明示されていない。この点については、現在の内部質保証に関する体制やPDCAサイクル等の機能を明文化することにより、対応できると考える。

教育研究組織については、2013年度以降、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境の変化等へ対応すべく、積極的・段階的に学部等の新設・改組を行っている。

教育課程については、2018年度に教学マネジメント委員会を設置し、同委員会を中心に全学体制により、学部・研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の再整備を行っている。また、これらの方針に基づいた体系的な教育課程を編成・実施し、履修指導やシラバス整備等のさまざまな取組みを行うとともに、成績評価及び単位認定、学位授与を適切に行っている。しかしながら、学習成果の把握については、その取組みが未整備且つ不十分な部分が多い状況にあるため、早急に対応する必要がある。

学生の受け入れについては、2018年度に設置したアドミッションズセンター（入学者選抜委員会）を中心に全学的に取り組んでおり、各学部・研究科の学生の受け入れ方針について再整備を行っている。また、学生の入学者選抜についても、アドミッションズセンターが中心となり全学的に実施し、2019年度の志願者総数は前年度よりも増加しており、学部の入学定員に対する入学者比率は適切な範囲となっている。しかしながら、工学研究科博士前期課程を除く研究科において、定員が未充足な状態となっており、今後は大学院における定員管理を全学的に徹底していくことが求められる。

教育・教員組織については、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明文化する必要がある。また、一部の研究科において、研究指導教員が1名不足しているという状況であり、早急な対応を行う予定である。

学生支援については、修学支援、生活支援、進路支援について、さまざまな取組みを行っている。中でも、教職員による定期的な個別相談対応により、学生の不安解消や主体性の向上を目的とした「教職員メンター制度」に加え、学生メンター（ボランティア）による履修相談やイベント企画、学生交流等を通じ、学生生活のサポートや学生の成長を目的とした「学生メンター制度」を整備しており、教職員・学生の協働による学生相談体制としている点がひとつの特色である。

社会連携・社会貢献については、社会連携センターを中心に、総合研究推進機構等の全学組織を通じた地域社会・地域自治体等との関係深耕により、地域ニーズの発掘や新規連携事業の創出を行っている。また、企業・自治体・地域・海外大学等との連携を通して、新たな視点の創出や課題発見・解決を目指す「社会連携教育」を実施し、学生に地域と連

携した活動の浸透を図っている。さらに、文部科学省の「職業実践力育成プログラム」「私立大学研究ブランディング事業」、内閣府の「地方と東京圏の大学生対流促進事業」などを通じ、大学が生み出す知識や技術等についても有効的に社会へ還元している。このように多面的・多角的に社会連携を推進し、さまざまな取組みを展開しており、各学部の特性を生かし、教職員・学生が協働することで、学生の成長のみならず、新たな文化創造やまちづくり、地域課題の解決に貢献していることは評価できる。

以上、長所・特色及び問題点について述べてきた。本学では2020年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を控えている。長所・特色については一層の伸長を、問題点については改善を図り、2020年度の認証評価を迎えたいと考えている。